

# 図書館要覧

令和5年度



福岡市総合図書館

FUKUOKA CITY PUBLIC LIBRARY

◎ 開館時間及び休館日

開館時間	<p>≪総合図書館≫          平日・土曜日 午前10時～午後8時（映像ホール：午前10時～午後10時）          日曜日・休日 午前10時～午後7時（映像ホール：午前10時～午後7時）</p> <p>≪分館（東図書館・早良南図書館を除く）≫          午前10時～午後6時</p> <p>≪東図書館・早良南図書館≫          午前9時～午後8時</p>
休館日	<p>≪総合図書館・分館（東図書館・早良南図書館を除く）≫          毎週月曜日（その日が休日に当たるときは、その日後において最初の休日でない日）          毎月末日（その日が土曜日、日曜日、月曜日又は休日に当たるときは、その日後において最初の土曜日、日曜日、月曜日及び休日でない日）          年末年始（12月28日～翌年1月4日）          図書特別整理期間（不定）</p> <p>≪東図書館・早良南図書館≫          毎月最終月曜日（その日が休日に当たるときは、その日後において最初の休日でない日）          年末年始（12月28日～翌年1月3日）          図書特別整理期間（不定）</p>

◎ 図書の貸出

事項	個人貸出	団体貸出
登録条件	<p>【図書】            福岡都市圏内に居住、または福岡市内に            通勤・通学する者</p> <p>【電子書籍】            福岡市内に居住、または福岡市内に            通勤・通学する者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・責任者が明確であること</li> <li>・本の保管場所があること</li> <li>・会員数が大人と子ども合わせて 20人以上であること</li> </ul>
貸出冊数	<p>【図書】            1人10冊以内</p> <p>【電子書籍】            1人3点以内</p>	1団体1,000冊までとし、実情に応じて 決定する。
貸出期間	<p>【図書】            2週間以内</p> <p>【電子書籍】            2週間以内</p>	団体の希望に応じて3～6ヶ月
貸出方法	<p>【図書】            コンピューターによる貸出、分館と共通</p> <p>【電子書籍】            インターネット経由で情報端末を利用し閲覧</p>	配本車等による巡回配本

※ 表紙は、福岡市総合図書館外観

# 目 次

I. 沿革	1	V. 条例, 関係規則等	47
II. 運営組織と予算	3	1 福岡市総合図書館条例	47
1 運営組織	3	2 福岡市総合図書館条例施行規則	52
2 予算	4	3 図書館法	62
III. 施設概要	5	4 学校図書館法	64
1. 総合図書館の施設概要	5	5 著作権法(抜粋)	65
2. 分館の施設概要	9	6 著作権法施行令(抜粋)	66
3. 総合図書館及び分館の入館者数	10	7 公文書館法	66
4. 総合図書館及び分館の開館日	10	8 博物館法(抜粋)	67
IV. 図書館活動	11	9 子どもの読書活動の推進に 関する法律	68
1 図書資料部門	11	10 文字・活字文化振興法	69
図書資料部門 (総合図書館)の概要	11	VI. 福岡市勢概要	71
図書資料部門 (分館)の概要	12	福岡市総合図書館新ビジョン	73
総合図書館・分館の 活動及び実績	13		
2 文書資料部門	30		
文書資料部門の概要	30		
文書資料部門の活動及び実績	32		
3 映像資料部門	35		
映像資料部門の概要	35		
映像資料部門の活動及び実績	36		
4 広報活動	40		
5 研究活動	40		
6 総合図書館の市民向け行事	41		
7 九州国連寄託図書館	42		
8 福岡市立点字図書館	43		
9 福岡市総合図書館運営審議会等	45		
10 総合図書館における 新型コロナウイルス 感染症拡大防止対策	46		

# Ⅰ. 沿 革

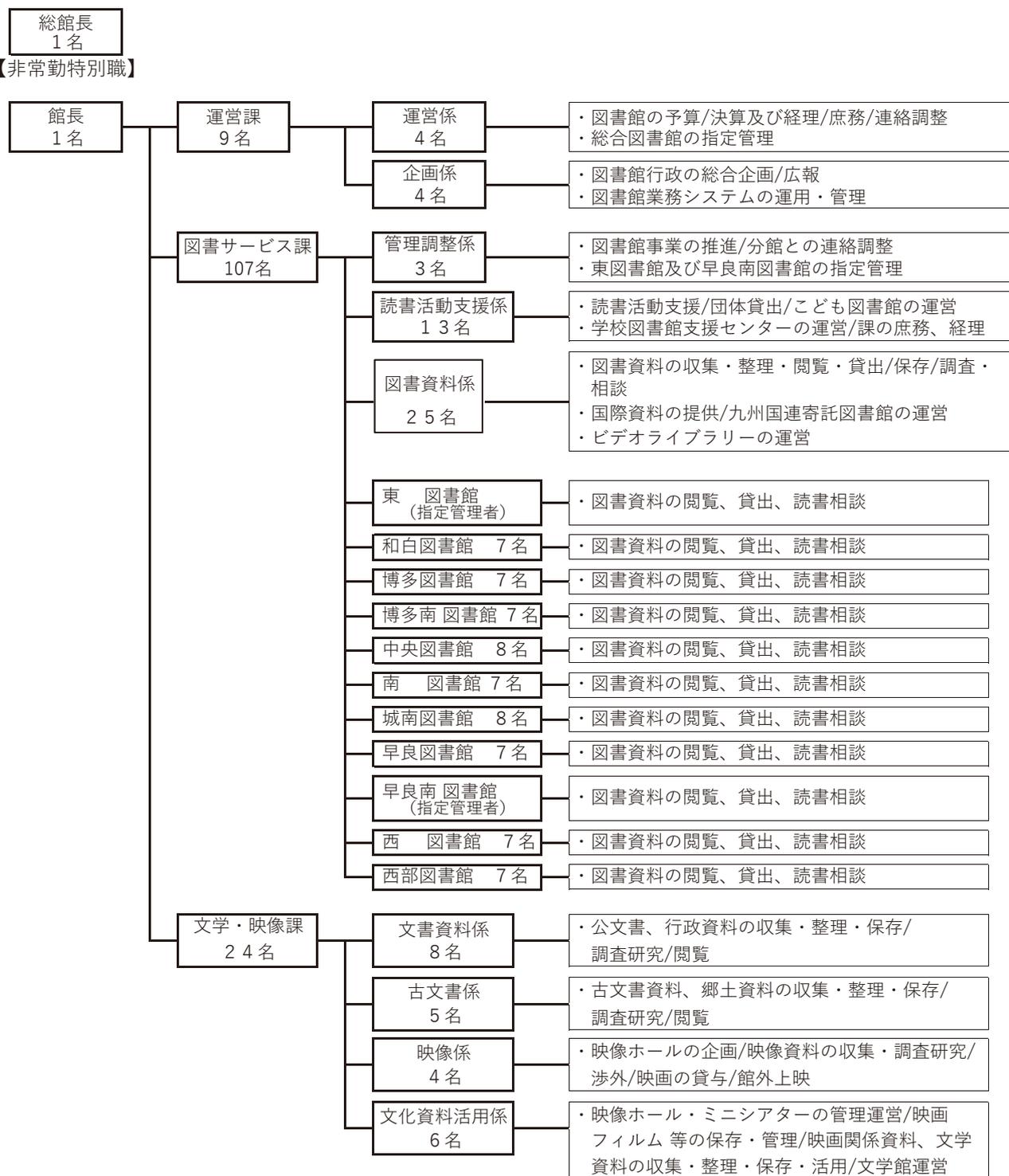
昭和29.11.18	福岡市中央公民館内に少年図書室設置、蔵書4,997冊で、主として小・中・高校生の館内利用開始
29.12.1	移動図書館車「青い鳥号」購入、周辺部の市民（少年）に対する巡回貸出開始
34.8.1	「青い鳥号」による貸出方式を、個人貸出から読書団体への団体貸出に切り替える
46.5.5	市立少年文化会館（旧・市立少年科学文化会館）開設に伴い、少年図書室の機能を併合（少年図書室は廃止）
47.2.1	福岡市総合計画により、市民図書館の建設、各区に市民センター建設の方針決定
49.10.31	旧博多プレイランドの施設を転用し、図書館として51年度に開館する方針決定
51.5.30	博多区築港本町に福岡市民図書館開館
52.7.16	東市民センター開館、図書室の利用開始
53.7.22	南市民センター開館、図書室の利用開始
55.3.23	中央市民センター開館、図書室の利用開始
5.5	福岡市民図書館にこども図書館開館
56.7.1	図書の貸出、返却に電算機導入
57.2.14	西市民センター（現・早良市民センター）開館、図書室の利用開始
58.8.26	博多市民センター開館、図書室の利用開始
59.4.1	福岡市民図書館保存書庫整備
8.1	城南市民センター開館、図書室の利用開始
63.1.1	西市民センターが早良市民センターに名称変更
3.1	新たに西市民センター開館、図書室の利用開始、全区に市民センター図書室が揃う
10.25	九州国連寄託図書館を承認開設
平成元.7.20	福岡市新図書館基本構想委員会発足
2.2.27	福岡市新図書館基本構想答申
3.1.31	福岡市新図書館基本計画答申
10.27	特別資料室内に国際資料コーナーを開設
7.7.5	新図書館竣工
12.1	新図書館の開館準備のため、福岡市民図書館休館
8.4.1	福岡市総合図書館設置、各市民センター図書室の分館化、総合図書館オンラインシステムの稼働
6.29	早良区百道浜に福岡市総合図書館開館
10.7.1	パソコン通信による蔵書検索システムの一般公開開始
11.1.5	障がい者への図書郵送貸出サービス開始
7.15	福岡市総合図書館ホームページ開設
12.1.30	博多南図書館開館
12.27	パソコン通信による蔵書検索システムを廃止
13.3.2	九州大学中央図書館と相互貸借開始
4.1	福岡都市圏の公共図書館等で広域利用開始
14.5.25	福岡市総合図書館と福岡市赤煉瓦文化館を活用した「福岡市文学館」を開設
10.1	福岡工業大学付属図書館、福岡歯科大学情報図書館、福岡女学院大学図書館と相互貸借開始
15.8.9	和白図書館開館
11.27	F I A F（国際フィルムアーカイヴ連盟）に加盟
16.5.1	西南学院大学図書館と相互貸借開始
10.1	九州産業大学図書館と相互貸借開始
17.4.1	福岡女子大学付属図書館と相互貸借開始
18.4.1	中村学園大学図書館と相互貸借開始
11.1	福岡大学図書館と相互貸借開始

平成	19. 4. 1	新図書館システムの稼働、ＩＣタグの導入
		自動貸出機を福岡市総合図書館に２台、各９分館に１台設置、全分館にＢＤＳの設置
	10.10	インターネット及び検索機（OPAC）による予約受付開始
	22. 4. 1	アミカス図書室資料データおよび図書取り扱いの一元化
	7.20	西部図書館開館
	8.10	情報プラザ、地下鉄博多駅、別府駅に図書返却ポスト設置
	24. 4. 1	西鉄薬院駅ビル、地下鉄西新駅、早良区入部出張所に図書返却ポスト設置
		有料宅配サービスの開始
	10. 1	福岡県立図書館との相互返却サービス開始
	25. 4. 2	自動返却機を福岡市総合図書館に２台、各10分館に１台設置
	26. 4. 1	木の葉モール橋本に図書返却ポスト設置
	4. 2	福岡市無料公衆無線LANサービス「F u k u o k a C i t y W i - F i」供用開始
	6.20	福岡市総合図書館新ビジョン策定
	11. 1	福岡市総合図書館の駐車場有料化開始
	27. 2.26	議会図書室への図書貸出開始
	4. 1	福岡市市民福祉プラザ（ふくふくプラザ福祉図書・情報室）との相互返却サービス開始
		学校図書館支援センター開設、本格運用開始
	28. 4. 1	福岡市総合図書館に指定管理者制度を導入し、建物の管理・運営開始
		福岡市総合図書館の開館時間を１時間拡大
		国立病院機構九州がんセンターに図書返却ポスト設置
	5.20	S N S 及びメールマガジンによる情報配信サービス開始
	6. 4	東図書館移転開館、指定管理者制度を導入し、管理・運営開始
		東図書館の開館時間を３時間拡大し、開館日数も拡大（原則月曜休館を廃止）
		福岡市科学館にて貸出・返却サービス開始
令和	2. 8. 2	アイランドシティセンターマークスゲートに図書返却ポスト設置
	3. 3. 3	福岡市電子図書館開館
	4. 1	アジア映画等貸与事業開始
	11.6	早良南図書館に指定管理者制度を導入し、管理・運営開始
	4.8.27	南図書館改築開館
	5.3.14	公衆無線LANサービス「図書館W i - F i」供用開始
	3.29	データ連携基盤「ふくおかサポート」のサービスとして「デジタル貸出カード」開始

## II. 運営組織と予算 (令和5年4月1日現在)

### 1. 運営組織

#### (1) 組織図及び分掌事務



#### 【総合図書館指定管理者】

- ・よかたい図書館共同事業体〔東洋ビル管理(株)、西鉄ビルマネジメント(株)、九州メンテナンス(株)〕
- ・指定期間：令和3年4月1日～令和8年3月31日

#### 【東図書館指定管理者】

- ・東図書館管理運営共同企業体〔(株)紀伊國屋書店、(株)日比谷花壇〕
- ・指定期間：令和3年4月1日～令和8年3月31日

#### 【早良南図書館指定管理者】

- ・(株)図書館流通センター
- ・指定期間：令和3年11月6日～令和8年3月31日

## (2) 職員配置

(単位:人)

区 分	総合図書館	分 館	合 計
一般職員	33 (2)	9 (0)	42 (2)
会計年度任用職員	44 (34)	56 (45)	100 (79)
合 計	77 (36)	65 (45)	142 (81)

※( )内は、司書資格者数を再掲

## 【内訳】

	総 合 図 書 館					
	総館長	館長	運営課	図書サービス課	文学・映像課	計
職員数	1	1	9	42 (28)	24 (8)	77 (36)

※( )内は、司書資格者数を再掲

	分 館											
	東	和白	博多	博多南	中央	南	城南	早良	早良南	西	西部	計
職員数	-	7 (5)	7 (5)	7 (5)	8 (5)	7 (5)	8 (5)	7 (5)	-	7 (5)	7 (5)	65 (45)

※( )内は、司書資格者数を再掲

※東、早良南図書館は、指定管理者が職員を配置

## 2. 予算

(千円)

歳 出	歳 入 内 訳		
1,692,459	特定財源		一般財源
	地方債	その他	
	40,000	84,762	1,567,697

## 歳出内訳

(千円)

事 項	金 額
<b>1 給与費等</b>	<b>673,217</b>
<b>2 管理運営費</b>	<b>742,655</b>
一般管理費	144,327
施設管理費	313,547
分館運営費	273,317
映像機器の更新	3,064
学校図書館支援センター運営費	246
電子図書館推進事業	8,154
<b>3 主催事業費</b>	<b>4,040</b>
講座等経費	795
映像企画事業等経費	512
アジア映画等貸与事業	1,535
子ども読書活動の推進	1,198
<b>4 資料収集経費</b>	<b>95,145</b>
図書購入費	71,850
図書整理費	16,264
文書資料整理等経費	5,955
映像資料収集保存等経費	1,076
<b>5 図書利用サービス費</b>	<b>93,453</b>
一般利用サービス費	87,703
団体貸出運営費	5,750
<b>6 国連寄託図書館経費</b>	<b>70</b>
国連寄託図書館運営費	70
<b>7 文学館費</b>	<b>3,952</b>
文学館管理運営費	2,416
文学館事業費	1,536
<b>8 施設整備費</b>	<b>79,927</b>
総合図書館施設整備費	44,297
図書館分館整備事業	35,630
合 計	<b>1,692,459</b>

### III. 施設概要

#### 1. 総合図書館の施設概要

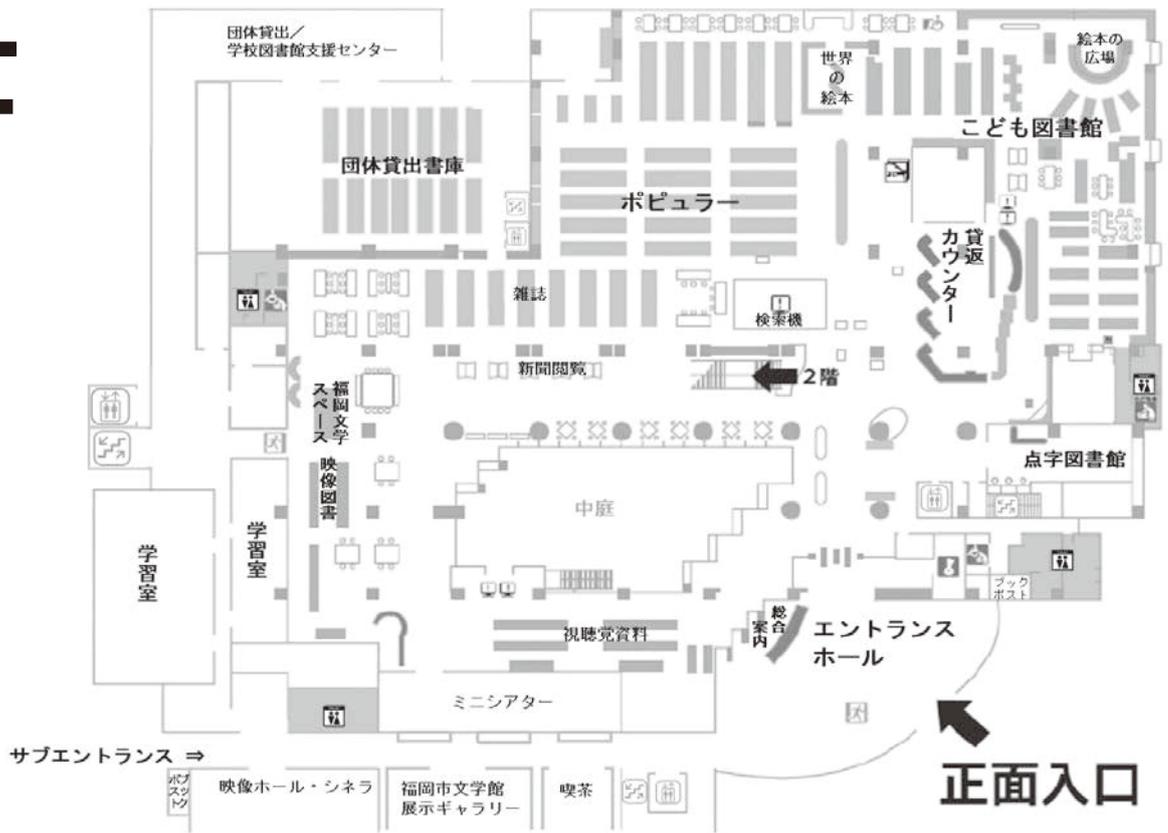
所在地	福岡市早良区百道浜3丁目7番1号	電話	092-852-0600
敷地面積	19,818㎡	F A X	092-852-0609
延床面積	24,120㎡	開館日	平成8年6月29日
構造	鉄筋コンクリート造・地上5階建		

施設内容等

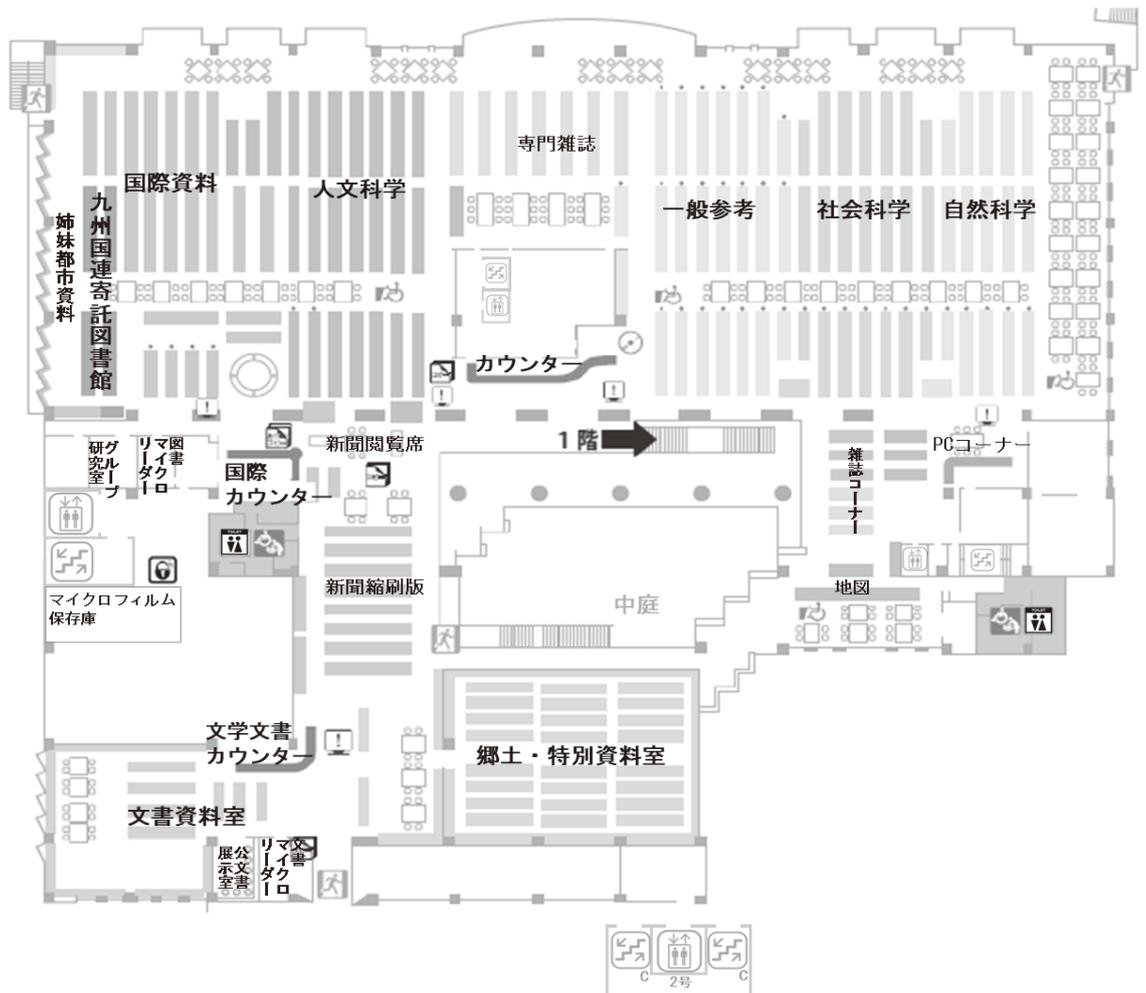
区 分		階	面積(㎡)	説 明	
図 書 資 料 部 門	ポピュラー資料部門	1	2,336	小説、文庫本、実用書などを排架 館全体の貸出・返却センター	
	こども図書館			乳幼児から中学生までの図書や絵本、 紙芝居などを排架	
	点字図書館			点字図書等の貸出、対面朗読サービス	
	学習室	1	348	利用者の読書及び学習用（174席）	
	ビデオライブラリー	1	885	ビデオ、CD等の排架及び貸出・返却	
	ビデオ・CD書庫	1	140	ビデオ、CD等の書庫	
	主題別部門	2	4,068	自然科学、社会科学等のレファレンス 国際資料部門、九州国連寄託図書館	
	グループ研究室	2	36	図書館資料を使ったグループ研究用	
	マイクロリーダー室	2	17	新聞等のマイクロフィルム閲覧	
	小 計		7,830		
	団 体 貸 出	団体貸出書庫	1	420	団体貸出図書の貸出・返却 学校図書館支援センター
		団体貸出室	1	143	
		文庫連絡室	1	35	
		車庫	1	119	
		小 計		717	
	図 書 保 存	新聞収蔵庫	3	460	古い新聞の保存・利用
		書庫出納室	4	30	最大120万冊保存
		通常書庫	4	2,001	
		集密書庫	4	690	
小 計			3,181		
収集整理室	3	413	図書資料の受入・整理		
計		12,141			

区 分		階	面積(m <sup>2</sup> )	説 明	
文 書 資 料 部 門	ギャラリー	1	75	福岡ゆかりの文学資料等を展示	
	福岡文学スペース	1	73	福岡ゆかりの文学資料や文芸同人誌、 文学館発行の展示図録などを排架	
	文書資料室	2	378	行政資料などを排架 公文書・古文書資料のマイクロフイ ルム閲覧	
	郷土・特別資料室	2	602	福岡地域に関する郷土資料、 アジア文化賞関係図書、 福岡ゆかりの文学資料等を排架	
	保 存 ス ペ ー ス	マイクロフィルム保存庫	2	83	公文書、古文書資料、郷土資料、新聞 資料等のマイクロフィルム保存
		文書資料書庫 B	2	244	行政資料を保存
		福岡文学資料室	3	50	福岡ゆかりの文学者や団体の資料を保存
		文書資料収蔵庫 2	3	125	公文書を保存
		文書資料書庫 A	4	406	公文書を保存
		文書資料収蔵庫 1	4	377	古文書資料等を保存
		貴重書庫	4	118	古文書資料等を保存
		小 計		1,403	
	文学資料整理室	3	38	福岡ゆかりの文学資料の収集・整理	
	文書資料整理室	3	237	公文書、古文書資料等の収集・整理	
計		2,806			
映 像 資 料 部 門	映像ホール	1	932	定員246、16ミリ、35ミリ映写機、 ビデオプロジェクター	
	ミニシアター	1	133	定員50、16ミリ映写機、 ビデオプロジェクター	
	試写室	3	144	映像資料の試写室、調整室、	
	映像スタジオ	3	99	デジタルアーカイヴ	
	フィルム収蔵庫	3	236	恒温恒湿（温度5度、湿度40%）	
	映像資料室	3	73	映像関係資料の保存	
	映像機材庫	3	33	映像関係機材の保存	
	アジア映画資料室	3	73	アジア映画関係資料の保管	
	映像資料整理室	3	227	映像資料の収集・整理	
計		1,950			
共 通	エントランスホール	1	498		
	会議室	3	370	第1会議室150席・第2会議室48席	
	事務室等	3	1,398	各部門の事務室等	
	電算室等	3	201	電算室・入力室・帳票保管庫	
	点字図書館事務室等	3	143	事務室、録音室	
	その他		4,613		
計		7,223			
合 計		24,120			

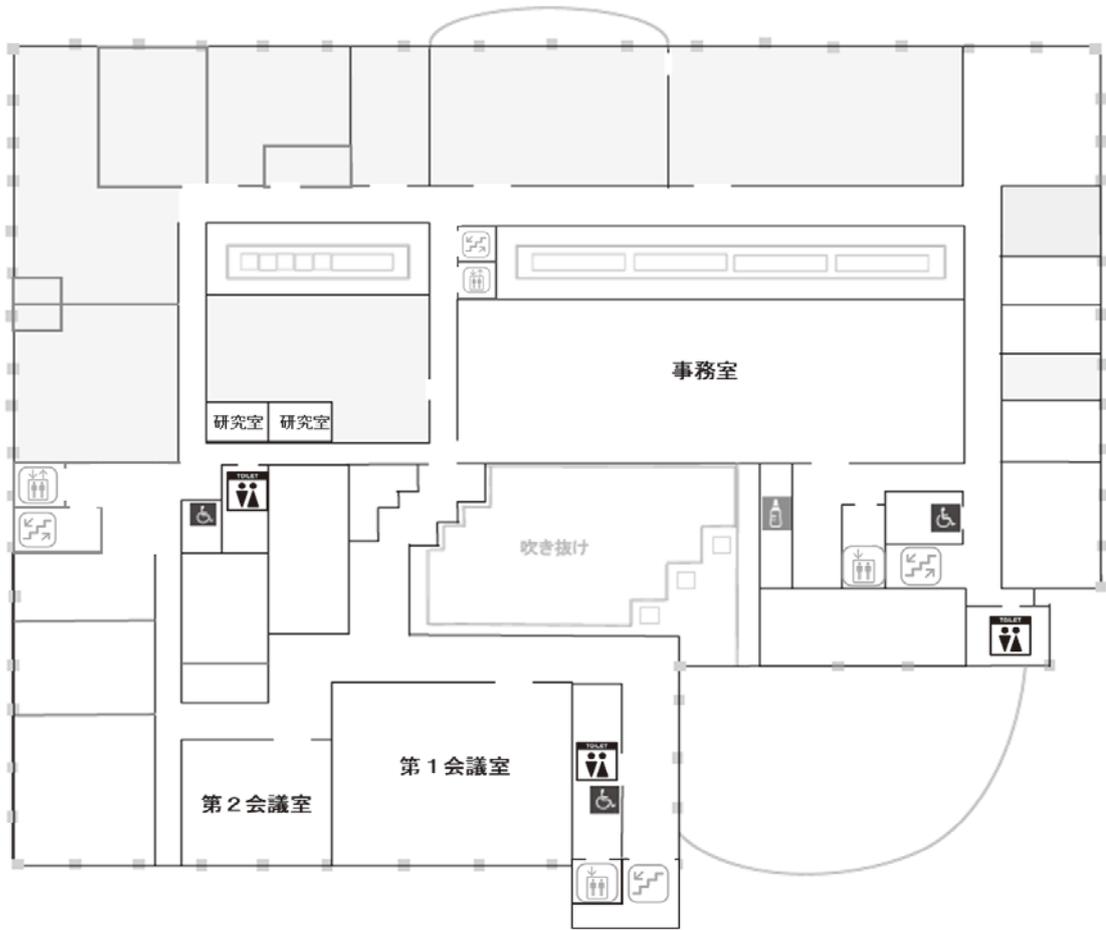
# 1F



# 2F



# 3F



## 2.分館の施設概要

東図書館	〒813-0044 福岡市東区千早4丁目21番45号 なみきスクエア内 TEL(092)674-3982 FAX(092)674-3973 昭和52年7月16日開館(平成28年6月4日現在地へ移転開館) /753㎡(1階) (鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建一部4階建、延11,566㎡)
和白図書館	〒811-0213 福岡市東区和白丘1丁目22番27号 和白地域交流センター内 TEL(092)608-8490 FAX(092)608-8495 平成15年8月9日開館 /644㎡(4階) (鉄筋コンクリート造6階建、延4,924㎡)
博多図書館	〒812-0015 福岡市博多区山王1丁目13番10号 博多市民センター内 TEL(092)472-5996 FAX(092)472-5999 昭和58年8月26日開館 /541㎡(3階) (鉄筋コンクリート造5階建、延4,123㎡)
博多南図書館	〒812-0883 福岡市博多区南本町2丁目3番1号 博多南地域交流センター内 TEL(092)502-8580 FAX(092)502-8579 平成12年1月30日開館 /563㎡(2階) (鉄筋コンクリート造11階建、延18,279㎡うち福岡市部分8,577㎡)
中央図書館	〒810-0042 福岡市中央区赤坂2丁目5番8号 中央市民センター内 TEL(092)751-9534 FAX(092)751-9535 昭和55年3月23日開館 /486㎡(1階) (鉄筋コンクリート造3階建一部4階建、延3,406㎡)
南図書館	〒815-0032 福岡市南区塩原2丁目8番2号 南市民センター内 TEL(092)561-3048 FAX(092)561-3054 昭和53年7月22日開館(令和4年8月27日改築開館) /540㎡(1階) (鉄筋コンクリート造地下1階地上2階建一部4階建、延6,581㎡)
城南図書館	〒814-0142 福岡市城南区片江5丁目3番25号 城南市民センター内 TEL(092)864-4823 FAX(092)864-4824 昭和59年8月1日開館 /562㎡(1階) (鉄筋コンクリート造4階建、延4,068㎡)
早良図書館	〒814-0006 福岡市早良区百道2丁目2番1号 早良市民センター内 TEL(092)845-8835 FAX(092)845-8841 昭和57年2月14日開館 /520㎡(2階) (鉄筋コンクリート造4階建一部5階建、延4,099㎡)
早良南図書館	〒814-0176 福岡市早良区四箇田団地9番1号 早良南地域交流センター内 TEL(092)400-0690 FAX(092)400-0691 令和3年11月6日開館 /665㎡(1階) (鉄筋コンクリート造4階建、延5,182㎡)
西図書館	〒819-0005 福岡市西区内浜1丁目4番39号 西市民センター内 TEL(092)884-3874 FAX(092)884-3895 昭和63年3月1日開館 /453㎡及び児童図書室99㎡ 計552㎡(1階) (鉄筋コンクリート造4階建、延5,208㎡)
西部図書館	〒819-0367 福岡市西区西都2丁目1番1号 西部地域交流センター内 TEL(092)807-8802 FAX(092)807-8884 平成22年7月20日開館 /610㎡(2階) (鉄筋コンクリート造3階建、延9,958㎡)

※ 市民センター内にある分館の開館年月日は、市民センターの開館年月日を表示

### 3.総合図書館及び分館の入館者数

	令和4年度	令和3年度
総合図書館	576千人	437千人
東図書館	377千人	274千人
和白図書館	94千人	70千人
博多図書館	82千人	69千人
博多南図書館	88千人	72千人
中央図書館	146千人	114千人
南図書館	102千人	-
城南図書館	182千人	145千人
早良図書館	116千人	74千人
早良南図書館	170千人	78千人
西図書館	151千人	115千人
西部図書館	125千人	90千人

### 4.総合図書館及び分館の開館日

	令和4年度	令和3年度
総合図書館	288日	221日
東図書館	338日	259日
和白図書館	287日	220日
博多図書館	287日	220日
博多南図書館	287日	220日
中央図書館	287日	220日
南図書館	164日	-
城南図書館	287日	220日
早良図書館	287日	191日
早良南図書館	338日	134日
西図書館	287日	220日
西部図書館	286日	219日

\* 早良南図書館は令和3年11月6日に開館

\* 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休館

令和元年度 総合図書館のみ 令和2年2月27日から同年3月20日まで

令和2年度 総合図書館及び分館 令和2年4月4日から同年5月25日まで

令和3年度 総合図書館及び分館 令和3年5月12日から同年6月20日まで

\* 南市民センターの大規模改修工事に伴う、南図書館の長期休館

令和3年1月5日から令和4年8月26日まで

## IV. 図 書 館 活 動

### 1. 図書資料部門

#### 図書資料部門（総合図書館）の概要

##### (1) 基本方針

図書資料部門は、総合図書館を生涯学習推進の中核施設と位置づけ、学習・情報・文化などの各分野において多様化・高度化する市民ニーズに的確に応えるため、市民生活に密着した情報提供を行うとともに、

- ア 本市の図書館ネットワーク全体を統括するセンター機能
- イ 幅広い豊富な資料を備える、高度で多様なレファレンスの中核機能
- ウ 特にアジアを中心とした国際資料・情報の収集・提供を図る国際資料センター機能を有する福岡市図書館の中央館としてその整備充実を図る。

##### (2) 事業概要

###### ア 図書資料の収集・整理・保存

総合図書館は各分館との緊密なネットワークを構成し、図書、逐次刊行物、新聞の収集について一層の充実を努め、本館での基本資料の一元的保存を行う。

###### イ 貸出・返却サービスの充実

交通不便等の理由により来館困難な方への利用者サービスの向上を図るため、市中心部、交通結節点など市内11カ所に図書返却ポスト等を設置するとともに、有料宅配サービスを実施している。

また、福岡県立図書館との相互返却サービスの提供も行っている。

###### ウ レファレンスサービスの充実

利用者から寄せられる質問・相談に対し、一般参考、人文科学、社会科学、自然科学、国際、国連などの所蔵資料やオンラインデータベース等の電子情報を活用してレファレンスサービスの充実を図る。

###### エ 読書普及活動

読書活動ボランティア講座や講演会等を行う。

###### オ 団体貸出

地域文庫をはじめとする地域団体、留守家庭子ども会や学校・PTA等の登録団体に対し図書館車や配本車による図書資料の団体貸出を行い、子ども達をはじめ広く市民の読書活動への支援を行う。

###### カ 各種図書館間協力ネットワークの構築

県内公共図書館、国立国会図書館、大学図書館、専門図書館との相互協力ネットワークの推進を図る。

###### キ 学校図書館への支援

学校図書館の効果的運用を図るため、総合図書館内に「学校図書館支援センター」を設置し、学校図書館関係者を対象として、「情報」「ひと」「もの」の3点から支援を行う。

(3) 今年度の主な事業

事業名	内容	実施時期
貸出・返却拠点等の整備	図書館利用者の利便性向上を図るため、図書の貸出・返却拠点の設置について検討し、設置に向けた諸調整を行う。	通年
青少年の読書推進	青少年の読書を推進するために、ヤングアダルト向け資料の充実や関係団体と連携したビブリオバトルなどのイベントの実施に取り組む。	通年
子どもの読書活動推進	おはなし会や12月の絵本月間など年間を通して子どもと本をつなぐ機会の提供に取り組む。 学校図書館支援センターにおいて、学校からの相談対応、要請と計画による訪問、学校と連携した動画資料「小学生読書リーダー養成講座」の配信による子ども読書リーダーの養成に取り組む。 公民館と連携し、スタンダード文庫の活用を進める。	通年
医療情報の提供	課題解決支援として情報提供の充実を図るため、九州がんセンターや済生会病院と連携し、がんを中心に医療に関する講演会を開催する。	年4回 (講演会)

図書資料部門（分館）の概要

平成8年の総合図書館の設置を機会に、それまでの市民センター内図書室を総合図書館の分館として位置付け、相互に緊密な連携を図り図書館サービスの充実を図っている。

(1) 総合図書館との連携

ア 図書の選定及び購入の一体化

- (ア) 収集方針に基づき、各館・部門において選定
- (イ) 発注、購入事務は、総合図書館で一括管理、整備基準も同一

イ サービス方法の一体化

- (ア) 同一の電算オンラインシステムによる登録、貸出、返却（図書貸出カード各館共通利用）
- (イ) 図書の相互貸借による効率的利用
- (ウ) レファレンス業務の有機的連携
- (エ) 全市的な予約受付による迅速な資料提供

ウ 各種読書行事の共同開催

エ 連絡会、研修会等の開催

オ 配本車を毎日運行

(2) 蔵書及び奉仕活動

各館の図書収容能力は約60,000冊である。一般図書については、教養、家事、趣味、小説などを主として、特に女性や高齢者対象の実用書も充実している。児童図書は誰でも気軽に親しみやすい絵本、物語、むかしばなし、童話や紙芝居などを所有している。また「おはなし会」その他の読書行事等を実施し、地域での読書普及活動に努めている。

総合図書館・分館の活動及び実績

(1) 資料の収集状況

ア 図 書

区 分		令和4年度収集			除籍等	令和4年度末 蔵書冊数	
		購入	寄贈等	計			
総合 図書館	一般	一般図書	3,793	1,193	4,986	7,215	722,376
		参考図書	338	90	428	7	68,848
		国際資料	377	499	876	0	79,895
		郷土資料	283	281	564	0	105,277
		小 計	4,791	2,063	6,854	7,222	976,396
	こども	児童研究資料	169	104	273	159	30,955
		児童資料	1,124	207	1,331	1,288	107,194
		小 計	1,293	311	1,604	1,447	138,149
	団体 貸出	一般図書	699	32	731	764	53,430
		児童図書	1,701	25	1,726	5,067	131,208
		小 計	2,400	57	2,457	5,831	184,638
	計		8,484	2,431	10,915	14,500	1,299,183
	東	一般図書	898	178	1,076	559	52,262
児童図書		559	151	710	375	23,215	
小 計		1,457	329	1,786	934	75,477	
和白	一般図書	852	207	1,059	442	57,672	
	児童図書	368	37	405	204	24,334	
	小 計	1,220	244	1,464	646	82,006	
博多	一般図書	695	130	825	1,635	42,811	
	児童図書	518	62	580	684	21,290	
	小 計	1,213	192	1,405	2,319	64,101	
博多南	一般図書	900	78	978	207	48,842	
	児童図書	411	31	442	40	27,657	
	小 計	1,311	109	1,420	247	76,499	
中央	一般図書	968	147	1,115	632	44,893	
	児童図書	392	56	448	141	20,062	
	小 計	1,360	203	1,563	773	64,955	
南	一般図書	1,048	248	1,296	524	45,049	
	児童図書	468	29	497	87	18,081	
	小 計	1,516	277	1,793	611	63,130	
城南	一般図書	733	179	912	763	46,122	
	児童図書	453	54	507	296	19,405	
	小 計	1,186	233	1,419	1,059	65,527	
早良	一般図書	712	110	822	2,367	41,530	
	児童図書	552	42	594	835	20,550	
	小 計	1,264	152	1,416	3,202	62,080	
早良南	一般図書	782	134	916	176	43,932	
	児童図書	532	37	569	59	17,020	
	小 計	1,314	171	1,485	235	60,952	
西	一般図書	832	90	922	956	42,672	
	児童図書	386	45	431	125	17,662	
	小 計	1,218	135	1,353	1,081	60,334	
西部	一般図書	790	91	881	560	53,071	
	児童図書	430	33	463	179	17,493	
	小 計	1,220	124	1,344	739	70,564	
分館計		14,279	2,169	16,448	11,846	745,625	
合 計		22,763	4,600	27,363	26,346	2,044,808	

(単位：冊)

区 分		令和3年度末 蔵書冊数	令和2年度末 蔵書冊数	令和元年度末 蔵書冊数	平成30年度末 蔵書冊数	
総合 図書 館	一般	一般図書	724,605	732,214	737,293	733,346
		参考図書	68,427	68,167	67,768	67,182
		国際資料	79,019	78,321	77,396	76,372
		郷土資料	104,713	103,979	103,062	102,138
		小 計	976,764	982,681	985,519	979,038
	子ども	児童研究資料	30,841	30,504	30,042	29,503
		児童資料	107,151	108,381	110,805	109,248
		小 計	137,992	138,885	140,847	138,751
	団体 貸出	一般図書	53,463	52,983	52,318	51,858
		児童図書	134,549	135,741	137,209	135,497
		小 計	188,012	188,724	189,527	187,355
	計		1,302,768	1,310,290	1,315,893	1,305,144
	東	一般図書	51,745	50,892	49,135	46,371
児童図書		22,880	22,450	22,183	21,812	
小 計		74,625	73,342	71,318	68,183	
和白	一般図書	57,055	56,540	56,974	55,167	
	児童図書	24,133	23,960	23,847	24,160	
	小 計	81,188	80,500	80,821	79,327	
博多	一般図書	43,621	43,900	45,663	44,390	
	児童図書	21,394	21,073	21,227	21,393	
	小 計	65,015	64,973	66,890	65,783	
博多南	一般図書	48,071	48,645	48,562	47,103	
	児童図書	27,255	27,439	27,191	28,204	
	小 計	75,326	76,084	75,753	75,307	
中央	一般図書	44,410	46,240	45,652	45,332	
	児童図書	19,755	19,819	19,487	20,683	
	小 計	64,165	66,059	65,139	66,015	
南	一般図書	44,277	43,367	44,928	44,089	
	児童図書	17,671	17,366	17,941	18,510	
	小 計	61,948	60,733	62,869	62,599	
城南	一般図書	45,973	46,385	45,946	45,025	
	児童図書	19,194	19,076	18,777	19,302	
	小 計	65,167	65,461	64,723	64,327	
早良	一般図書	43,075	43,429	43,665	42,675	
	児童図書	20,791	20,799	20,518	20,600	
	小 計	63,866	64,228	64,183	63,275	
早良南	一般図書	43,192	18,567	0	0	
	児童図書	16,510	11,944	0	0	
	小 計	59,702	30,511	0	0	
西	一般図書	42,706	42,565	41,896	40,404	
	児童図書	17,356	17,328	17,210	18,039	
	小 計	60,062	59,893	59,106	58,443	
西部	一般図書	52,750	53,176	53,515	52,247	
	児童図書	17,209	17,291	17,143	17,908	
	小 計	69,959	70,467	70,658	70,155	
分館計		741,023	712,251	681,460	673,414	
合 計		2,043,791	2,022,541	1,997,353	1,978,558	

イ 逐次刊行物収集一覧（令和5年4月1日現在）

区分	購入						その他の寄贈	
	雑誌		新聞		法令 追	国会 事録	雑誌	新聞
	日本	外国	日本	外国				
総合	426種	39種	41種	10種	6種	2種	447種	10種
東	75種	－	7種	－	－	－	5種	7種
和白	93種	－	8種	－	－	－	6種	7種
博多	54種	－	6種	－	－	－	3種	4種
博多南	69種	－	6種	－	－	－	2種	5種
中央	52種	－	6種	－	－	－	6種	5種
南	66種	－	6種	－	－	－	6種	3種
城南	62種	－	6種	－	－	－	4種	5種
早良	59種	－	6種	－	－	－	3種	6種
早良南	61種	－	6種	－	－	－	2種	0種
西	55種	－	6種	－	－	－	2種	5種
西部	60種	－	7種	－	－	－	3種	7種

ウ マイクロフィルム（令和5年4月1日現在）

（単位：巻）

新聞	雑誌	明治期 刊行図書	官報	一般資料	計
6,171	53	16,358	1,079	722	24,383

エ オンラインデータベース（令和5年4月1日現在） タイトル数 7種類

(2) 資料の利用状況

ア 個人登録者数

区分	令和4年度			令和3年度			令和2年度		
	一般	児童・生徒	計	一般	児童・生徒	計	一般	児童・生徒	計
総合	100,537	19,455	119,992	189,269	23,842	213,111	182,687	24,470	207,157
東	37,099	8,901	46,000	44,493	9,278	53,771	41,583	9,059	50,642
和白	11,197	2,104	13,301	21,001	2,819	23,820	20,372	2,981	23,353
博多	12,638	2,583	15,221	21,982	3,353	25,335	20,886	3,357	24,243
博多南	10,759	2,934	13,693	20,674	3,776	24,450	19,775	3,875	23,650
中央	20,492	2,764	23,256	33,077	3,318	36,395	31,589	3,349	34,938
南	20,221	4,621	24,842	36,690	5,569	42,259	36,313	6,188	42,501
城南	17,382	4,426	21,808	30,837	5,446	36,283	29,677	5,631	35,308
早良	10,209	2,397	12,606	16,849	2,873	19,722	16,333	2,991	19,324
早良南	2,993	1,199	4,192	1,628	680	2,308	-	-	-
西	18,830	4,094	22,924	32,529	5,197	37,726	31,343	5,488	36,831
西部	13,374	3,861	17,235	19,468	4,644	24,112	18,412	4,755	23,167
分館計	175,194	39,884	215,078	279,228	46,953	326,181	266,283	47,674	313,957
アミカス	5,275	638	5,913	6,906	646	7,552	6,474	608	7,082
合計	281,006	59,977	340,983	475,403	71,441	546,844	455,444	72,752	528,196

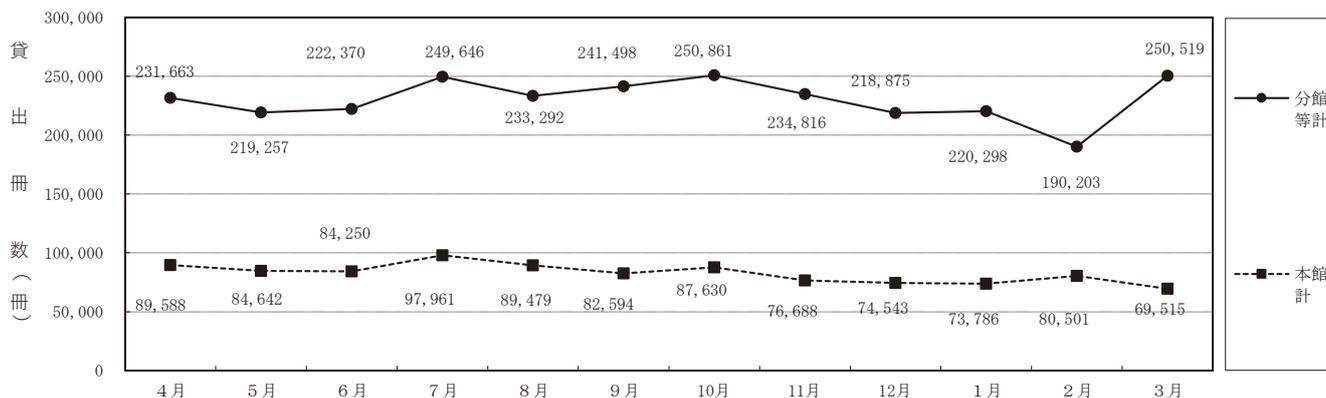
イ 個人貸出冊数

区分	令和4年度			自動貸出機		令和3年度	令和2年度	令和元年度
	一般書	児童書	計	利用冊数	割合			
総合	649,915	341,262	991,177	455,471	46.0%	941,403	931,291	1,123,960
東	327,730	210,000	537,730	245,023	45.6%	433,446	450,200	532,347
和白	89,372	48,280	137,652	81,864	59.5%	118,489	126,369	160,798
博多	88,917	68,431	157,348	79,747	50.7%	156,332	134,226	144,929
博多南	84,495	56,921	141,416	62,035	43.9%	125,861	118,994	137,161
中央	180,312	92,872	273,184	104,908	38.4%	234,826	241,988	280,192
南	103,912	80,325	184,237	81,187	44.1%	0	180,612	304,312
城南	186,836	115,445	302,281	146,788	48.6%	277,269	290,953	354,670
早良	126,526	66,941	193,467	85,596	44.2%	131,449	177,208	216,887
早良南	193,266	148,141	341,407	235,840	69.1%	132,609	0	0
西	179,109	98,716	277,825	118,710	42.7%	231,763	256,109	306,537
西部	127,502	89,249	216,751	125,517	57.9%	181,573	209,544	266,777
分館計	1,687,977	1,075,321	2,763,298	1,367,215	49.5%	2,023,617	2,186,203	2,704,610
アミカス・科学館	128,745	40,198	168,943	0	0.0%	143,065	134,045	129,802
合計	2,466,637	1,456,781	3,923,418	1,822,686	46.5%	3,108,085	3,251,539	3,958,372

個人貸出利用者数（参考）

区分	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
総合	267,616	250,124	244,364	301,590	330,387
東	164,895	130,255	136,136	167,885	162,910
和白	39,390	31,828	34,987	45,813	49,571
博多	42,467	39,954	36,200	40,040	39,568
博多南	39,405	34,294	34,414	41,386	43,708
中央	90,227	74,174	77,166	91,371	90,059
南	48,802	0	49,197	85,546	86,586
城南	81,548	73,179	77,966	94,988	97,157
早良	67,038	43,984	59,236	73,255	75,366
早良南	83,979	32,836	0	0	0
西	93,229	75,858	83,791	101,881	102,779
西部	64,560	51,430	59,473	77,126	80,166
分館計	815,540	587,792	648,566	819,291	827,870
アミカス・科学館	73,595	59,658	56,930	58,003	56,145
合計	1,156,751	897,574	949,860	1,178,884	1,214,402

エ 月別貸出冊数の推移(令和4年度)

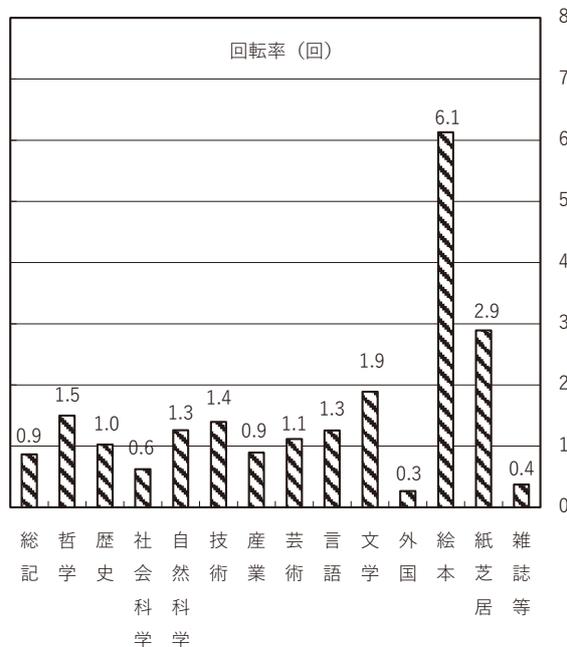
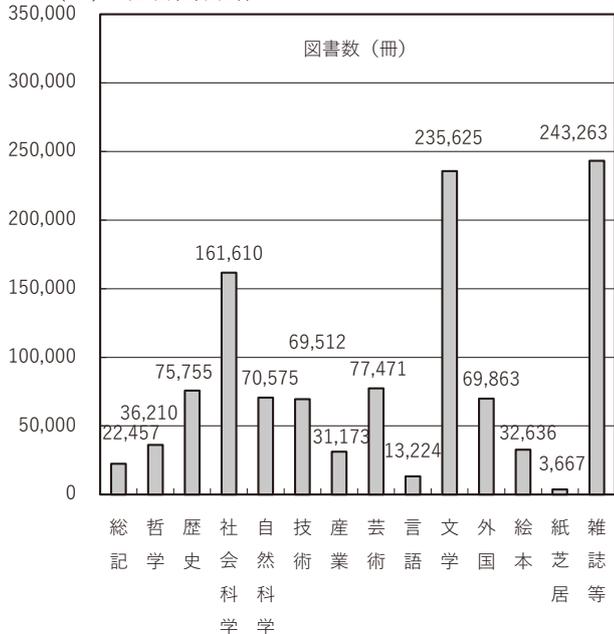


※ 図書特別整理期間 : 令和5年2月6日から2月14日 和白、博多、中央、城南、西図書館  
 (月曜休館日を含む) 令和5年2月20日から2月27日 東、早良南図書館  
 令和5年2月20日から3月1日 博多南、南、早良、西部図書館  
 令和5年3月6日から3月13日 総合図書館

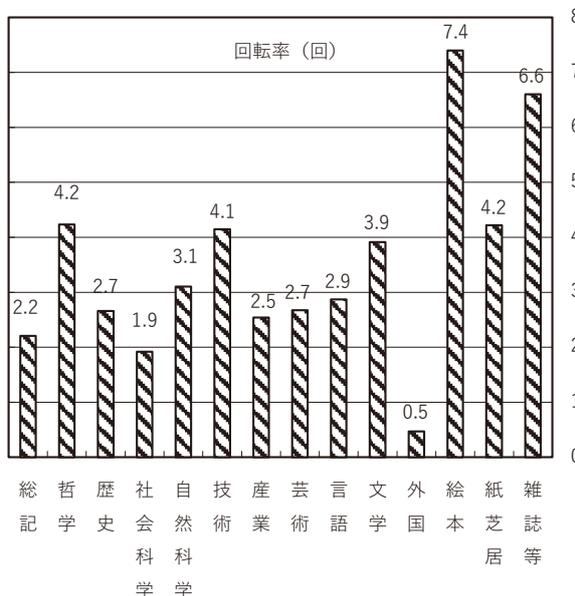
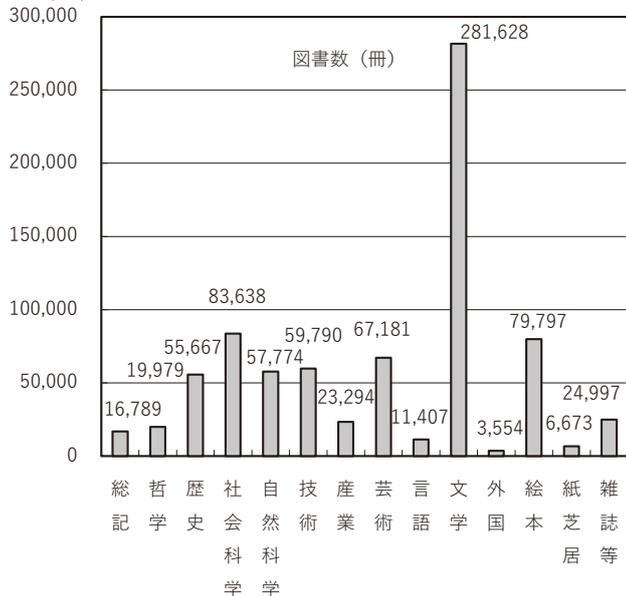
※ 南市民センターの大規模改修工事に伴い、南図書館は令和3年1月5日から令和4年8月27日までの間長期休館

オ 貸出可能図書分類別利用状況(令和4年度)

(ア) 総合図書館



(イ) 分館



## カ 福岡市電子図書館

インターネットを通じて、パソコンやタブレット、スマートフォン等から電子書籍を無料で借りて読むことができる電子図書館を令和3年3月3日に開館した。

利用対象者は、福岡市内に在住している人、又は福岡市内に通勤、通学している人で、有効な総合図書館貸出カードを持っている人である。

○電子書籍の利用状況等(各年度：3月31日現在)

区 分	令和4年度	令和3年度	令和2年度
貸出人数	20,110 人	20,715 人	4,272 人
貸出点数	30,094 点	31,197 点	6,997 点
コンテンツ数	10,852 点	9,643 点	7,549 点

※令和2年度は令和3年3月3日～令和3年3月31日までの期間の数値である。

## キ 予約（リクエスト）サービス

(ア) 館別予約冊数

区 分	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
総 合	208,193	244,620	165,384	161,614	158,661
東	160,951	131,057	129,105	127,998	113,975
和 白	30,788	23,218	25,567	27,278	28,291
博 多	40,471	39,929	33,790	32,571	29,538
博多南	38,608	33,041	30,429	32,639	32,555
中 央	104,968	85,959	85,618	84,375	78,509
南	45,931	7	48,290	74,017	69,268
城 南	86,514	78,297	75,848	77,946	76,649
早 良	64,350	40,215	56,436	59,321	56,494
早良南	41,701	14,284	-	-	-
西	103,832	85,357	91,673	94,314	90,825
西 部	58,398	46,181	50,619	54,987	52,884
分館計	776,512	577,545	627,375	665,446	628,988
アマカス・科学館	141,073	113,915	109,478	98,188	94,257
合 計	1,125,778	936,080	902,237	925,248	881,906

(イ) 方法別予約冊数

区 分	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
インターネット	976,196	809,493	760,157	735,618	688,129
館内検索機 (OPAC)	65,814	52,187	57,865	84,046	83,301
リクエストカード・ 電話	83,768	74,400	84,215	105,584	110,476
合 計	1,125,778	936,080	902,237	925,248	881,906

(ウ) WebOPAC検索件数

区 分	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
アクセス件数	692,610	700,205	717,088	860,606	1,361,398

※インターネットからの蔵書検索回数

## ク 相談事務

(単位：件)

区 分		総合図書館			分 館	合 計
		主題別 部 門	ポピュラー 部 門	こども 図書館		
レファレンス	窓 口	14,672	10,477	6,319	25,893	57,361
	電 話	8,263	-	29	8,771	17,063
	文 書	5	-	0	0	5
	メール	92	-	4	0	96
	小 計	23,032	10,477	6,352	34,664	74,525
利用案内	窓 口	9,061	14,127	3,682	53,547	80,417
	電 話	2,894	4,829	21	18,999	26,743
	文 書	6	-	0	0	6
	メール	36	-	0	0	36
	小 計	11,997	18,956	3,703	72,546	107,202
合計	窓 口	23,733	24,604	10,001	79,440	137,778
	電 話	11,157	4,829	50	27,770	43,806
	文 書	11	-	0	0	11
	メール	128	-	4	0	132
	小 計	35,029	29,433	10,055	107,210	181,727

## ※ レファレンスの部門別内訳

(単位：件)

区 分	所蔵調査	書誌調査	文献調査	事実調査	計
一 般 参 考 部 門	801	2	210	6	1,019
人 文 科 学 部 門	10,602	254	2,089	76	13,021
社 会 科 学 部 門	1,945	38	363	6	2,352
自 然 科 学 部 門	2,246	41	433	4	2,724
国 際 資 料 部 門	2,599	7	768	170	3,544
国 連 資 料 部 門	224	0	102	46	372
計	18,417	342	3,965	308	23,032

## ○国立国会図書館のレファレンス協同データベース登録状況

(単位：件)

区 分	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
事例登録数	104	129	125	110	113
事例被参照数	248,545	315,923	253,524	212,402	129,919

※全国の図書館等がレファレンス事例を登録し、図書館員や一般利用者に提供するシステム

ケ 郵送貸出サービス（障がい者向け）

区 分	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
利用回数	1,038	1,076	955	943	912
貸出冊数	1,916	2,146	2,628	1,770	2,426

コ 複写サービス (単位：枚)

区 分	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
電子（モノクロ） （CD-ROM含む）	148,040	141,344	172,028	249,613	261,799
電子（カラー）	2,426	1,676	1,778	3,875	2,915
マイクロフィルム	14,709	4,876	5,059	9,483	13,299
計	165,175	147,896	178,865	262,971	278,013

(3) その他の利用状況

(ア) マイクロフィルム等閲覧件数

区 分	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
マイクロフィルム	567	475	456	1,815	1,814
オンラインデータベース	689	617	753	1,127	1,233
インターネット	1,090	840	126	5,756	7,095

(イ) 国立国会図書館 デジタル化資料送信サービス利用状況

区 分	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
利用者数（人）	113	132	127	202	160
複写タイトル数（件）	136	396	225	287	515
【再掲】複写枚数（枚）	1,174	3,910	3,289	2,668	2,632

※国立国会図書館がデジタル化した資料のうち、絶版等の理由で入手困難な資料が対象

（平成26年1月21日～ サービス開始）

(ウ) ボランティア活動実績

区 分	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
登録者数	63 人	125 人	46 人	74 人	68 人
1日平均活動人員	4.12 人	3.84 人	3.06 人	4.35 人	5.78 人
1回あたりの平均活動時間	1時間49分	1時間50分	2時間3分	1時間45分	1時間42分
総活動時間	2,208時間	1,564時間	1,545時間	2,070時間	2,856時間

(3) 団体貸出

(ア) 登録団体(各年度：4月1日現在)

区 分	令和5年度		令和4年度		令和3年度		令和2年度		令和元年度	
	団体	会員数								
公民館	75	6,811	71	6,733	62	6,697	62	6,415	62	6,572
放課後 児童クラブ	130	16,579	129	16,419	129	15,923	129	16,565	129	16,132
集会所等	92	12,378	91	12,276	91	12,480	86	12,144	78	11,252
学校・PTA	83	35,370	82	34,238	79	32,137	79	30,302	78	30,352
高齢者施設等	74	28,611	68	28,378	58	28,129	59	28,120	49	21,352
計	454	99,749	441	98,044	419	95,366	415	93,546	396	85,660

(イ) 区別登録団体数(各年度：4月1日現在)

区 分	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
東 区	82	80	77	77	73
博多区	40	40	39	38	38
中央区	43	42	42	40	39
南 区	61	59	54	53	50
城南区	43	41	35	34	33
早良区	107	104	101	104	99
西 区	78	75	71	69	64
計	454	441	419	415	396

(ウ) 団体貸出状況

区分		令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
児童	配本冊数	152,882	158,204	146,138	176,127	180,658
	利用冊数	183,456	189,846	175,465	211,355	216,465
一般	配本冊数	26,623	25,776	23,675	31,021	31,848
	利用冊数	31,941	30,933	29,070	37,218	38,214
計	配本冊数	179,505	183,980	169,813	207,148	212,506
	利用冊数	215,397	220,779	204,535	248,573	254,679

#### (4) 学校図書館支援センター

各学校が、学校図書館を効果的に運用できるように、平成27年4月1日、総合図書館内に学校図書館支援センターを開設し、学校図書館関係者を対象として、「情報」「ひと」「もの」の3点から支援を行っている。

##### ア 支援体制

- (ア) 支援職員：3人（助言等を行う職員1人、専門的な知識を持つ職員2人）
- (イ) 支援センター開館時間：月曜日～金曜日 10：00～18：00
- (ウ) 支援センター休館日：土曜日・日曜日・休日・年末年始（12月28日～翌年1月4日）

##### イ 支援実績（令和4年度）

###### (ア) 学校図書館を「情報」の観点から支援

- ・平成27年4月に「学校図書館支援センターホームページ」を開設し、各種情報を配信中
- ・平成27年6月に「学校図書館支援センターだより」を創刊し、創刊号～第24号までを発行

###### (イ) 学校図書館を「ひと」の観点から支援

内 容	区 分	令和4年度
学校図書館の運営に関する相談業務	相談業務	116件
学校の要請に応じた訪問指導	要請訪問	20回
学校司書の配置に応じた計画訪問	計画訪問	65回

###### (ウ) 学校図書館を「もの」の観点から支援

- ・学習支援用図書（調べ学習や読書活動に適した図書）の貸出を行い、調べ学習の支援を行った。

内 容	令和4年度	
	小学校	中学校
学習支援用図書数	2,472冊/159セット	477冊/47セット
登録校数	143校	42校
貸出校数	62校	2校
貸出回数	162回	2回
貸出冊数	6,434冊	55冊

###### (エ) 「小学生読書リーダー」活動推進事業の実施

- ・「小学生読書リーダー」養成講座を実施し、受講した児童を「小学生読書リーダー」に認定することにより、それぞれの学校での読書活動推進につなげる。

内 容	期 日	令和4年度
小学5～6年生を対象に、読書の意義、図書館の本の探し方、絵本の読み聞かせ等の講習を行い、学校図書館活動の実践での活用を図る。 ＊令和2年度から動画などの講座資料により各小学校で実施。	7月～12月	1,192人 (認定者数)

(5) 読書行事その他 (令和4年度)

ア 読書行事  
総合図書館

行事名	期日	内容	講師等(敬称略)	回数	延べ参加人数等
ボランティア読書活動講座 絵本の読み聞かせコース	5月17日(火) 5月25日(水) 6月14日(火)・6月22日(水) 6月17日(金)・6月28日(火)	読み聞かせの基本 読み聞かせの実演 読み聞かせの実習 〃	佐賀女子短期大学名誉教授 白根恵子 福岡おはなしの会会員 〃 〃	6	135
ボランティア読書活動講座 ストーリーテリングコース	9月21日(水) 9月29日(木) 11月15日(火)・11月29日(火) 11月18日(金)・11月25日(金)	ストーリーテリングの基本 ストーリーテリングの実演 ストーリーテリングの実習 〃	佐賀女子短期大学名誉教授 白根恵子 福岡おはなしの会会員 〃 〃	6	138
おはなし会	6月4日(土)・18日(土) 11月20日(日) 1月22日(日) 2月19日(日) 3月19日(日)	幼児から小学生を対象に、おはなし、 絵本の読み聞かせ、紙芝居等	図書館職員 福岡おはなしの会会員	6	128
絵本月間	12月	さまざまな「おはなし会」、絵本づくり、 工作、絵本展示等	図書館職員 福岡おはなしの会会員	-	243
小学生読書リーダー 養成講座	7月～12月	小学5～6年生を対象に、読書の意義、図 書館の本の探し方、絵本の読み聞かせ等の 講習を行い、学校図書館活動の実戦での活 用を図る。	講座資料(動画)により 各小学校で実施	-	1,192 (認定者数)
こども図書館講座	7月4日(月)公開	小学4～6年生を対象に、夏休みの自由研 究等にも役立つ図書館を利用した調べ学習 に関する動画を制作し、配信。 令和4年度は第2回「百科事典の使い方編」 制作	図書館職員	-	-
九州がんセンター がん講演会	11月26日(土)	がんについての情報、予防や検診、医療費 などのについての講演会	今村有紀(九州がんセンター) 谷屋洋子 (ハローワーク福岡中央) 中川裕美 (特定社会保険労務士)	1	22
起業・経営相談会	4月10日(日)から 3月26日(日)まで	ビジネス支援のひとつとして中小企業診 断士による起業・経営相談会を実施	中小企業診断士 (一般社団法人 福岡県 中小企業 診断士協会)	72	29
第4回高等学校 ビブリオバトル 福岡県大会	10月30日(日)	県内の高校生が、お気に入りの本を熱く 紹介する知的書評合戦	-	1	14校
中学生を対象としたSDGs に関するワークショップ 「あなたもSDGsムーブメン トの一員?!～社会問題が 見えちゃうポップ作り～」	10月2日(日)	SDGsに関するミニ講義とカードゲームを まじえた参加型ワークショップの開催 九州大学の学生団体との共催事業	九州大学学生団体「学人」	1	9(中学生) 1(高校生) 4(大学生)

## 分館

分館名	行 事 名	回数	参加 人数	行 事 名	回数	参加 人数
東図書館	ひまわりおはなし会(毎週土曜日)	25	259	ハングル書芸	1	15
	たんぼおはなし会(第1・3水曜日幼児向け)	24	219	ハーバリウム教室	1	11
	絵本に出てくるお菓子教室	1	17	自然科学&写真教室	1	31
	ぬいぐるみおとまり会	1	17	親子ふれあい手作り教室	1	20
	ビブリオバトル	2	57	百人一首(競技かるた)	1	3
	ツキイチ読書会	4	20	ツキイチフラワーレッスン	4	46
	韓国語講座	2	50	五感に触れる植物ワークショップ	1	6
	朗読とギターで奏でる物語	2	82	ミモザのリース&ミニスワッグ手作り教室	1	12
	7人の語り手によるおはなしあれこれ	1	13	わらべうたあそび&お茶会	1	12
	歴史講座	1	10	今日からできる認知症予防の食事と口腔ケア	1	10
	起業セミナー	3	38	がんについての情報講座	1	30
	サンジョルディの日(ハーブの種配布)	1	100	ウォーリーをさがそう!	1	1,750
	哲学カフェ	1	-	ハロウィンしおりゲット	1	40
ビジネス支援事業 企業経営相談会	5	7	司書のためのワークショップ交流会	1	30	
和白図書館	どようおはなし会	29	151	どこでも美術館	1	4
	クリスマスおはなしかい	1	20	鬼さんおばけさんのおはなし会	1	9
	赤ちゃんおはなし会	8	68	調べものクイズ	2	56
	大人の夜のおはなし会	1	20	工作教室	2	24
	風船でロケットをつくろう(科学館がやってくる)	1	36	科学道100 2022 展示	1	-
博多図書館	どようおはなし会ミニ	17	134	ティーンズ分類キャラしおり(配布)	4	129
	赤ちゃんおはなし会ミニ	5	42	図書館見学	2	83
	あきのおはなし会ミニ	1	5	ブック市	1	192
	ふゆのおはなし会ミニ	1	12	絵本ビンゴ	1	37
	手づくりきょうしつ	4	19	森崎和江追悼展示	1	-
博多南図書館	どようおはなし会	34	223	第25回図書館を使った調べる学習賞 コンクール入賞作品展示	1	-
	ふゆのおはなし会	1	48	科学道100 2022 展示	1	-
	赤ちゃんおはなし会	9	60	人権週間ミニ展示	1	-
	SDGs関連本展示	2	-	地域の皆様おすすめの本	1	-
	YA夏の100冊 展示	1	-	『旅のおともにこの一冊』展	1	-
	YA春のおすすめ 『考えるヒント!』	1	-			
中央図書館	どようおはなし会	28	131	冬のおはなし会	1	45
	赤ちゃんおはなし会	8	57	大人のための読書会「ヨルドク」	9	64
	夏のおはなし会	1	16	大人のための読書会「ヨルドク+(プラス)」	9	50
	子ども読書フォーラムおはなし会	1	6			
南図書館	土ようおはなし会inアミカス	11	76	はじめての読み聞かせ講座	1	13
	土ようおはなし会	24	263	みんなで"脳トレ"音読会	2	19
	赤ちゃんおはなし会	6	71	工作教室「ハロウィーンリースをつくろう!!」	1	17
	クリスマスのつどい	1	126	施設見学	5	290
	きいてよおはなし	1	20			
城南図書館	どようおはなし会	39	467	秋のおはなし会	1	45
	赤ちゃんおはなし会	10	162	大きい子おはなし会	1	11
				ふれあい城南フェスティバル(カード並べゲーム)	1	8
早良図書館	どようおはなし会	34	177	森鷗外没後100年特別展示	1	-
	だっこしておはなしかい	3	120	エリザベス女王と英国王室特別展示	1	-
	どようおはなし会スペシャル	1	32	調べる学習コンクール優秀作品展示	1	-
	だっこしておはなしかいスペシャル	1	30	読ゲー!! 中高生のための読書に親しむゲーム会	1	3
	うさ子ちゃんぬりえ	1	-	なつやすみとしょかんクイズ	1	-
	おうち展(おうちじかに作った作品展)	1	17	福岡市子ども読書フォーラム@早良図書館	1	33
	ブックリサイクル	1	302	図書館ビンゴ	1	158
	絵本がちゃ	1	138	松居直追悼特別展示	1	-

## 分館

分館名	行 事 名	回数	参加 人数	行 事 名	回数	参加 人数
早良南図書館	定例おはなし会	10	182	ギャラリー・ニューズペーパー	2	15
	赤ちゃんおはなし会	8	73	出張ボードゲーム	1	46
	出張おはなし会	8	319	ハロウィンおはなし会	1	10
	図書館案内	3	352	早良南工作会『ブッカーかけ体験会』	1	6
	ブックトーク	2	29	トートバッグ配布	1	800
	おすすめ本で木を飾ろう	1	436	1周年記念おはなし会	1	20
	オリジナルしおりの配布	1	448	本の処方箋	1	50
	おはなし会SP	1	13	がいこくごのおはなし会	1	13
	こどもの日おはなし会	1	5	クリスマスおはなし会	1	13
	こどもの日工作会	1	5	新春図書館みくじ	1	100
	七夕スペシャルイベント（短冊の募集）	1	32	本のガチャ	1	380
	七夕おはなし会	1	12	歴史講座	1	25
	図書館クイズ	1	181	ブックドクター	1	7
	絵本原画展	1	-	出張プラネタリウム	1	180
	福岡市早良南図書館上映会	1	126	図書館でボードゲーム	1	13
	おつきみおはなし会	1	9	春休みこわいおはなし会	1	10
	おつきみ工作会	1	10			
西図書館	どようおはなし会	37	456	春のおはなし会	2	13
	赤ちゃんおはなし会	9	209	冬のおはなし会	3	49
	小学生のためのおはなし会	6	28	図書館で発表会	1	16
西部図書館	どようおはなし会	26	447	3 ちょこっとおはなし会	1	22
	赤ちゃんおはなし会	6	124	4 冬のおはなし会	1	11
	夏のおはなし会	1	18	文化講座「福岡アジア美術館～美術の窓からアジア が見えるコレクションと近代絵画展より～」	1	6
	秋のおはなし会	1	10	「認知症について考える」	1	-
	西部図書館1日おはなし会 1 赤ちゃんおはなし会ねんね組	1	6	(西区保健福祉センター地域保健福祉課 地域包括ケア推進係との共同展示)	1	-
	2 赤ちゃんおはなし会あんよ組	1	9			

イ 展示

展示部門	月	内 容	月	内 容	月	内 容
ポピュラー部門	4月	ぶらり、旅気分	4月	新年度・新学期	4月	
	5月	エジプト	5月	家族	5月	
	6月	美しい建築	6月	水もしたたる～美男美女におわす～	6月	
	7月	もっと読みたい日本文学	7月	水もしたたる～美男美女におわす～	7月	
	8月	移動する	8月	世界水泳	8月	
	9月	アジアと創る、アジアンパーティー	9月	知は力。「認知症」	9月	
	10月	図書館TRAVEL～お散歩から宇宙まで～	10月	秋の夜長の読書の時間	10月	
	11月	知りたいな！ノーベル賞	11月	図書館で楽しむゲーム	11月	ピブリオバトル紹介本展示
	12月	快適に暮らす	12月	世界エイズデーにちなんで	12月	サッカー・ワールドカップ
	1月	快適に暮らす	1月	本の福袋	1月	
	2月	図書館で であう「不思議」	2月	真実に迫る！ザ・ノンフィクション	2月	
	3月	デザインであそぼ	3月	音楽はつづく	3月	ワールド・ベースボール・クラシック
	通年展示：写真集 (注) 4月1日(金)～5月29日(日)「井上孝治写真展 みんなこどもだった」 (注) 11月2日(水)～11月29日(火)福岡市図書館マンス企画「井上孝治写真展 タイムトラベル」					
こども図書館	4月	本からまなぶ みのまもりかた	8月	こわいはなし	12月	司書が選ぶ100冊の絵本
	5月	家族	9月	アジア	1月	うさぎ
	6月	家族	10月	図書館TRAVEL～本の世界へ旅しよう～	2月	SDGs
	7月	こわいはなし	11月	図書館TRAVEL～本の世界へ旅しよう～	3月	SDGs
	通年展示：100年ドラえもん、科学道100冊、お友だちの絵本、複製版世界の絵本・名著復刻日本児童文学館					
主題別部門		人 文	社 会	自 然	特集展示	
	4月	日本の春景色	花とたわむれる	山	図書館の使い方	
	5月	エジプト	沖縄	飛ぶ	図書館の使い方	
	6月	浮世絵	冠婚葬祭	エネルギー	2階の雑誌を紹介します	
	7月	世界の言葉	金融	海に生きる	「図書館を使った調べる学習コンクール」	
	8月	平和を考える	妖(あやかし)	恐竜	//	
	9月	茶	中国	認知症	もう一度、アジア！ 中国広州図書館寄贈図書	
	10月	未知の世界へ 知りたい！〇〇の世界	統計データ	お菓子の世界	未知の世界へ 研究成果の紹介2022	
	11月	明治時代	移民を知る	医療情報	オレンジリボンキャンペーン 助けをよぶ声に耳をすませて！	
	12月	世界の王室・皇室	人権	科学者列伝	オレンジリボンキャンペーン 助けをよぶ声に耳をすませて！	
	1月	彫る	成人	宗教建築	本の福袋	
	2月	文化財の保存	世界の食文化	天体	世界水泳	
	3月	文化財の保存	世界の食文化	天体	世界水泳	
	通年展示 がん情報コーナー					

展示部門	月	内 容	月	内 容	月	内 容
国際資料 部 門	4月	川端康成没後50年・森鷗外没後100年	8月	Endless War ～もう一度考えよ	12月	北原白秋・与謝野晶子没後80周年 ～日本の詩人・歌人～
	5月	日本・南西アジア交流年	9月	もう一度、アジア！ アジアに遊ぶ	1月	世界の名作
	6月	再発見、沖縄！～本土復帰50周年～	10月	未知の世界へ アジアを食する！	2月	パンデミック
	7月	日中国交正常化50周年	11月	英語で読む日本史	3月	パンデミック
国連寄託 図書館	4月	国連×宇宙	8月	国際青少年デー	12月	国連×人権
	5月	生物多様性	9月	青空のための きれいな空気の国際デー	1月	2023年国際年
	6月	国連海洋会議	10月	未知の世界へ 国際連合へようこそ！	2月	改めてSDGs
	7月	世界人口デー	11月	不平等～格差を埋めよう～	3月	改めてSDGs
本の森1	4月	ぶらり、旅気分	8月	自由研究お助け本	12月	賞をとった絵本(日本語訳)
	5月	沖縄	9月	もう一度、アジア！ 図書館司書おすすめアジア本	1月	本の福袋
	6月	松本清張没後30年	10月	押し本	2月	選挙と政治
	7月	自由研究お助け本	11月	あまり言っていませんでしたが、 実はゲームの本、たくさん あります	3月	改めてSDGs
本の森2	4月	国際機関で働く	8月	自由研究お助け本	12月	賞をとった絵本(原語)
	5月	海の豊かさを守ろう(SDGs14)	9月	もう一度、アジア！ 日中国交正常化 50周年コーナー	1月	大正期の文学を読む —宇野浩二と大正文士たち
	6月	TRPGをやってみよう！	10月	YA会展示	2月	大正期の文学を読む —宇野浩二と大正文士たち
	7月	自由研究お助け本	11月	オレンジリボンキャンペーン 助けをよぶ声に耳をすませて！	3月	—

(6) 各種図書館間協力ネットワーク

ア 相互貸借 (令和4年度)

(単位：冊)

館種 貸借	国立国会図書館	福岡県内				福岡県外	計
		福岡県立	大学	その他	小計		
借 入	14	1,495	210	4,720	6,425	584	7,023
貸 出	0	160	168	3,441	3,769	418	4,187
計	14	1,655	378	8,161	10,194	1,002	11,210

## イ 大学図書館とのネットワーク

公共図書館で所蔵していない専門書や学術書等の資料を幅広く市民に提供するため、福岡市に所在する7大学の図書館と相互貸借を行っている。

### (ア) 経 過 (相互貸借開始日)

平成13年3月2日 九州大学中央図書館  
 平成14年10月1日 九州大学六本松分館、医学分館、九州芸術工科大学図書館(九州大学芸術工学分館)  
 福岡工業大学附属図書館、福岡歯科大学情報図書館、福岡女学院大学図書館  
 平成16年5月1日 西南学院大学図書館  
 平成16年10月1日 九州産業大学図書館  
 平成17年4月1日 福岡女子大学附属図書館  
 平成18年4月1日 中村学園大学図書館  
 平成18年11月1日 福岡大学図書館  
 平成20年4月1日 九州大学理系図書館、筑紫分館  
 平成21年2月18日 九州大学六本松分館閉館  
 平成21年4月1日 九州大学理系図書館が伊都図書館に改名  
 平成30年3月31日 九州大学と相互貸借に関する申し合わせを解消(相互貸借は継続)  
 平成31年3月31日 福岡大学、九州産業大学と相互貸借に関する申し合わせを解消

### (イ) 相互貸借実績(令和4年度)

借受 191冊 貸出 147冊 (市内の大学分のみ再掲)

## ウ 他施設図書室とのネットワーク

各分館の他に下記の図書室とネットワークを結び、利便性の向上等を図っている。

※注 A：総合図書館・分館が所蔵する本 B：各図書室それぞれが所蔵する本

区 分	名称	福岡市男女共同参画推進 センター（アマカス）図書室	公益財団法人博多駅前地区土地 区画整理記念会館図書室	福岡市科学館
	所在地	福岡市南区高宮3丁目3番1号	福岡市博多区博多駅前四丁目23番9号	福岡市中央区六本松四丁目2-1
	TEL/FAX	(092)534-7593/534-7595	(092)474-0102/474-0102	(092)731-2525/731-2530
総合・分館の 館内検索機の設置		○	○	○
総合図書館ホーム ページでの蔵書 検索		○ (予約や貸出延長等も可能)	×	×
貸出カードの 共通化		○ (総合・分館と同じ貸出カード)	×	×
Aの各図書室での 返却受付		○	○ (本を総合・分館に送付するのみ)	○
Aの各図書室での 予約本の受取		○	×	○
Bの総合・分館で の返却受付		○	○ (本を会館図書室に送付するのみ)	×
Bの総合・分館で の予約本の受取		○	×	×

## エ 広州市図書館との図書の交換

福岡市広州市友好都市締結40周年を記念し締結した「福岡市総合図書館と広州図書館の協力と交流に関する覚書」により図書の交換を行った。(広州図書館より受贈 20冊、広州図書館への寄贈 67冊)

(7) 館外での図書貸出・返却サービス

平成22年8月から利用者の利便性の向上を図るため、総合図書館および各分館などの図書館（室）

閉館時間にも本の返却が出来る図書返却ポスト及び返却拠点の設置を進めている。

また、自宅で図書の受け取りができる有料宅配サービスも行っている。

	設置場所	受付時間 (営業時間)	4年度 返却冊数	3年度 返却冊数	設置 年月	備 考
返 却	地下鉄「博多駅（博多口）」 お客様サービスセンター (定期券うりば)	月曜～金曜 8:00～20:00 土曜 8:00～19:00 日曜・休日 9:00～19:00 休業日 1月1日～1月3日	38,543	32,619	H22年8月	ビデオ、DVD、CD、 カセット及び他市等の 図書館から取り寄せた 貸出資料は返却不可
	地下鉄「別府駅」 お客様サービスセンター (定期券うりば)	月曜～金曜 8:00～19:00 土曜 8:00～18:00 休業日 日・休日及び 1月1日～1月3日	19,912	16,574	H22年8月	同 上
	情報プラザ (福岡市役所本庁舎1階)	毎 日 9:00～20:00 休業日 12月31日～1月3日	28,144	23,902	H22年8月	同 上
	早良区入部出張所 (玄関前設置)	24時間利用可 年中無休	5,017	5,163	H24年4月	同 上
	ときめきショップ (西鉄薬院駅ビル1階)	月曜・水曜～土曜 10:30～ 19:00 休業日 火曜・日曜・休日及び 年末年始	2,497	5,687	H24年4月	令和4年10月1日再開 ビデオ、DVD、CD、 カセット及び他市等の 図書館から取り寄せた 貸出資料は返却不可 (ただし、窓口にて付録 DVD・CDに限り返却可)
	ハートフルショップ m o m o (地下鉄西新駅構内)	—	15,625	14,592	H24年4月	令和5年2月28日閉鎖
	福岡県立図書館	開館時間中	6,300	5,072	H24年10月	ビデオ、DVD、CD、 カセット及び他市等の 図書館から取り寄せた 貸出資料は返却不可 (ただし、窓口にて付録 DVD・CDに限り返却可)
	木の葉モール橋本 (センターコート1階)	7:00～24:00 年中無休	51,409	44,358	H26年4月	ビデオ、DVD、CD、 カセット及び他市等の 図書館から取り寄せた 貸出資料は返却不可
	ふくふくプラザ 福祉図書・情報室 (返却ポストは 施設玄関前に設置)	図書室 10:00～18:00 返却ポスト 8:30～21:00 * 毎月第3火曜日と 12/28は 8:30～18:00 休館日 毎月第3火曜日 12月28日～1月3日	17,382	13,768	H27年4月	同 上 (ただし、窓口にて付録 DVD・CDに限り返却可)
	九州がんセンター（新館） (時間外受付入口そば設置)	24時間利用可	6,874	5,189	H28年4月	ビデオ、DVD、CD、 カセット及び他市等の 図書館から取り寄せた 貸出資料は返却不可
アイランドシティ センターマークスゲート (1階共用通路に設置)	24時間利用可	10,914	8,765	R2年8月	同 上	
貸 出	有料宅配サービス	リクエストカード・ 電話受付	45件 (貸出件数)	43件 (貸出件数)	H24年4月	郵送料は利用者負担

※ 令和5年8月に地下鉄「西新駅」お客様サービスセンター（定期券うりば）に返却ポストを設置。

## 2. 文書資料部門

### 文書資料部門の概要

#### (1) 基本方針

文書資料部門は、歴史的・文化的価値を有する本市の公文書及び行政資料、並びに福岡の歴史に関する古文書資料及び郷土資料を収集・保存し、調査研究を進め、閲覧に供する「本市の資料保存センター」としての役割を果たす。

また、福岡ゆかりの文学資料を収集、整理、保存し、閲覧に供することにより、文学をとおして福岡の文化の継承と振興を図る。

#### (2) 事業概要

##### ア 公文書等

##### (ア) 公文書

完結後30年を経過した永年保存文書及び保存期間が満了した文書で歴史的文化的価値があるものを収集・整理、保存、閲覧に供する。

- ① 収集 福岡市の各公文書規程に基づき行う。
- ② 整理・保存 資料保存のための燻蒸処理を行い、件名整理及び閲覧制限項目のチェック完了後、検索用目録の作成とマイクロフィルム撮影を行う。
- ③ 閲覧 完結後30年を経過した公文書を、文書資料室において原則としてマイクロフィルムにより閲覧に供する。
- ④ 展示 文書資料室において、歴史的公文書の展示を行う。

##### (イ) 行政資料

主に本市各部局が発行する刊行物等を収集・保存し、文書資料室に排架して閲覧に供する。

##### (ウ) 市議会議事録類

明治から現在までの本市議会議事録類を、文書資料室において複製本により閲覧に供する。

##### イ 古文書資料

古代、中世、近世及び近現代の福岡に関係する歴史資料を収集、整理・保存し、閲覧に供するとともに、調査・研究を行う。

- ① 収集 寄贈、購入等による。
- ② 整理・保存 燻蒸処理し、収集資料群毎の詳細調査・整理及び補修等を行い、マイクロフィルムやデジタル画像等を作成して、データベースを公開する。
- ③ 閲覧 文書資料室において、原則としてマイクロフィルム・デジタル画像・複製本等により閲覧に供する。

##### ウ 郷土資料

近世までは筑前国、近代以降は福岡市を中心とする福岡県内の各分野の資料、及び九州・山口各県の地方史誌等を収集、整理・保存し、閲覧に供するとともに、調査・研究を行う。

- ① 収集 寄贈、購入等による。
- ② 整理・保存 図書等の収集資料の分類や装備等（必要に応じて燻蒸処理）を行う。貴重資料はマイクロフィルム等の撮影を行い、閲覧用複製本を作成する。
- ③ 閲覧 郷土・特別資料室に排架して閲覧に供する。貴重資料は、原則として複製本等により閲覧に供する。

エ 文学資料

福岡ゆかりの作家等に関する文学資料を収集、整理・保存し、閲覧(一部貸出)に供する。

- ① 収集 購入、寄贈等による。
- ② 整理・保存 図書等の収集資料の分類や装備等（必要に応じて燻蒸処理）を行う。
- ③ 閲覧 郷土・特別資料室に排架して閲覧に供する。  
文学館資料は事前申請により一部公開。
- ④ 貸出 福岡文学スペースに排架して貸出に供する。
- ⑤ 展示 ギャラリーで文学者の著作、原稿等を展示し観覧に供する。

オ 福岡市文学館事業の運営

図書館を活用した福岡市文学館事業において、企画展・文学講座等を実施し、市民の文学に関する生涯学習活動を支援する。

カ レファレンス業務

レファレンスカウンター4（郷土・特別資料室及び文書資料室）において、各資料に関するレファレンスを行う。

(3) 今年度の主な事業

事業名	内容	実施時期
公文書目録令和5年度版	令和4年度までに収集・整理した公文書(永年保存文書・有期限文書)の簿冊及び件名目録をPDFファイルで作成し、図書館ホームページに掲載する。	令和6年3月
歴史的公文書展示	歴史的公文書に対する市民の関心を高め、理解を深めるため、文書資料室において展示を実施する。	未定(年度内)
郷土・特別資料室展示	福岡に関する理解を深めるため、レファレンスカウンター4前において、様々なテーマで郷土資料を紹介する。	通年
古文書資料収蔵品データベースの充実	令和5年度に収集した古文書資料をデータベースに追加すると共に、これまで紙製本で発行してきた古文書資料目録を順次インターネット上に公開する。	令和6年3月
古文書学講座	古文書に初めて接する市民を対象に古文書学の基礎を学ぶ講座を開催する。	令和5年9月
研究紀要の発行	収蔵資料に関する学術的な調査研究等の成果を報告することを目的に、図書館職員による研究論文、資料紹介、展示報告等を掲載する。	令和6年3月
定例文学講座	福岡の文学について、市民の関心を高め、理解を深めるため、文学講座を実施する。	令和5年5月～ 令和6年2月 (年5回)

## 文書資料部門の活動及び実績

### (1) 資料の収集状況（令和5年3月31日現在）

資料内容	公文書	行政資料	古文書資料	郷土資料	文学資料
冊・点数	25,461冊	53,028点	85,474点	105,277冊	24,664点

※ 郷土資料数は、「総合図書館・分館の活動及び実績(2)資料の収集状況」中の「郷土資料」蔵書冊数を再掲（逐次刊行物を除く。）

### (2) 資料の利用状況（令和4年度）

利用内容	レファレンス	利用案内	閲覧	複写
件数	2,459件	1,395件	141人	124人

※ 閲覧・複写は、文書資料室でのマイクロフィルムの閲覧・複写申請者数

### (3) 普及活動（令和4年度）

#### ア 歴史的公文書展示

月	展示タイトル	来場者数
6月	福岡市地下鉄のあゆみ	1,256人

#### イ 郷土・特別資料室内展示（令和4年度）

月	展示内容	月	展示内容
4月	山を感じる	10月	中世の博多
5月		11月	
6月	山笠を記録する	12月	太宰府天満宮と天神さま
7月		1月	
8月		2月	
9月	中世の博多	3月	福岡の茶の湯

#### ウ 古文書学講座（令和4年度）

期日	時間	内容	講師（敬称略）	参加人数
9月3日（土）	14:00 - 16:00	古代	太宰府市公文書館 重松 敏彦	延112人
9月10日（土）	14:00 - 16:00	中世	九州大学教授 伊藤 幸司	
9月17日（土）	14:00 - 16:00	近世	九州大学准教授 岩崎 義則	
9月24日（土）	14:00 - 16:00	近代	北九州市立自然史・歴史博物館 日比野利信	

※ 9月3日（土）13:00 - 13:45講座ガイダンス開催（講師 古文書係学芸員 鈴木 文）  
講座のコンセプトやくずし字の基礎知識の説明、当館の古文書資料の紹介など

エ 文学館事業

(ア) 展示

行事名	期間及び会場	内 容	入場者数
企画展 「まなざしと記憶—宇野浩二の文学風景」	令和5年1月13日(金)～ 令和5年2月26日(日) 総合図書館1階ギャラリー	大正時代を代表する作家の一人である宇野浩二について、当館収蔵の「宇野浩二文庫」の初公開資料を中心に紹介し、作家の新たな魅力に迫った。	3,816人
企画展関連事業 「写真展 西海旅日記」	令和5年1月13日(金)～ 令和5年1月29日(日) 総合図書館1階ギャラリー	大正10年の夏、知られざる若き文士たちの旅を宇野浩二撮影の写真で辿った。	—
常設展示 「映画化された小説」	令和4年5月14日(土)～ 令和5年3月31日(金) ※企画展期間中を除く。 総合図書館1階ギャラリー	映画の原作となった福岡ゆかりの作家による小説を紹介。小説と映画では、その表現方法の違いから、読者と鑑賞者に与える情報量が異なる。作家と映画監督の表現の違いを比べながら、原作に対する監督の思いにも触れつつ、福岡ゆかりの作家が書いた映画化された小説や映画ポスター等を紹介・展示。	8,934人

(イ) 講座

行事名	期日及び会場	内 容(敬称略)	参加人数
定例文学講座 「ももちはま草紙」第90回	令和4年7月2日(土) 福岡アジア美術館あじびホール	「山笠を昇く/書く 元博多っ子記者、大いに語る」 【講師】松尾孝司(元西日本新聞文化部長、「博多を語る会」会員)	33人
企画展関連講座①	令和5年1月21日(土) 総合図書館3階第2会議室	「宇野浩二の語りの可能性」 【講師】山岸郁子(日本大学教授)	17人
企画展関連講座②	令和5年2月19日(日) 総合図書館3階第1会議室	「宇野浩二と大阪—人物・追憶・風景—」 【講師】増田周子(関西大学教授)	43人
常設展示関連講座 (「三島由紀夫とアダプテーション研究会」との共催)	令和5年3月25日(土) オンライン講座(Zoom)	「三島由紀夫と映画」 【発表者】有元伸子(広島大学教授)、久保田裕子(福岡教育大学教授)、福田涼(呉高専助教)	52人
企画展関連事業 ギャラリートーク	令和5年1月15日(日) 令和5年2月19日(日) 総合図書館1階ギャラリー	展示担当学芸員が、企画展の見どころを来場者に向けて解説した。	13人

(ウ)福岡市文学館機関誌「文学館倶楽部」NO.34(R4.10月)、NO.35(R5.3月)発行

(4) 収集資料 (令和4年度)

ア 寄贈資料

資料群名	点数	内容等
遠藤栄雅資料(三)	685点	本資料群は、博多・豎町下の遠藤家に伝来した資料群で、「遠藤栄雅資料(一)」(『平成29年度古文書資料目録23』)、「遠藤栄雅資料(二)」(同『目録26』)の追加資料である。「遠藤栄雅資料(三)」は大半が明治初期から昭和前期にかけてのものであり、「五代遠藤甚蔵每寿」を顕彰する資料などを含む。

イ マイクロフィルム収集資料

資料群名	点数	内容等
益富資料	1037点	益富資料とは、平戸藩領の生月島(現、長崎県平戸市生月町)を拠点として鯨組を営んでいた益富家に伝来した資料群である。益富組は福岡藩とも深い関わりを持っていた。当館では、令和3年度よりマイクロフィルム収集として順次公開を行っており、令和4年度には新しく益富家の由緒に関わる資料などを公開した。
東長寺文書(五)	511点	真言宗別格本山東長寺(福岡市博多区御供所町)所有の東長寺文書のうち、資料番号A3064からA3087の詳細目録。包紙や封筒で一括された資料について改めて1点ごとの調査を行った。

(5) 委員会等 (令和4年度)

①福岡市総合図書館文書資料収集審査委員会

所管する文書資料収集の適正化を図るため、7名の委員により1回開催

②福岡市文学館資料委員会

福岡市文学館資料の充実と有効活用を図るため、8名の委員により1回開催

③福岡市文学振興事業実行委員会

文学振興事業の企画と円滑な実施運営を図るため、6名の委員により1回開催

### 3. 映像資料部門

#### 映像資料部門の概要

##### (1) 基本方針

映像資料部門は、映画フィルム等を後世に継承し、また、映像文化の普及・振興及び市民のアジア理解が深まることを目的に、以下のことを行う。

ア アジア各国及び日本で制作された優れた映画作品のフィルムを収集するとともに、貴重な映像文化財として長期保存すべくフィルムアーカイヴを運営する。

イ 収集したフィルムその他の映像資料は、映像ホール・シネラやミニシアター他で上映・公開し、市民の映画への関心を向上させるとともに、アジア各国の歴史、文化などの理解を深め、また教養や知識を高めることを期す。

ウ アジア映画等の自主上映を行う市民・団体に対して、映像ホール・シネラの利用などの支援を行う。

エ アジア映画に関する情報収集、調査研究を行い、このため、国内外の映画関係者との交流を行う。

オ 収集した映像資料を用いた公民館等での館外上映や、貸出等の活用事業を行う。

※F I A F（国際フィルムアーカイヴ連盟）への加盟

平成15年11月にF I A Fに加盟。国立映画アーカイブ（旧：東京国立近代美術館フィルムセンター）に次いで日本では2番目。

F I A Fは美術文化・歴史的価値を持つ映像資料の復元、収集保存に関する情報提供とフィルムアーカイヴ間の連帯・支援を行う国際組織

[設立] 1938年 [本部] ブリュッセル（ベルギー）

[会員] 79カ国・173施設（令和4年6月F I A F資料）

##### (2) 事業概要

ア 映像資料の収集・保存

イ 映像資料の調査・研究

ウ 映像資料の公開

・映像ホール・シネラ(定員246)の運営

・ミニシアター(定員50)の運営

・映像資料の展示

エ 映像資料の活用

(3) 今年度の主な事業

事業名	内容	実施時期
映像資料収集事業	・アジア映画 ・福岡に関係がある映画作品等 ・その他映画関係資料	通 年
通常上映事業	映像資料部門の常設展的上映活動と位置づけ、収蔵しているアジア映画、日本映画やドキュメンタリー映画等を定期的に上映する。 上映に際しては各々テーマを設定し、多様な映画芸術の魅力を紹介する。	通 年

事業名	分類	企画名	内容	実施時期
特別 企画 事業	アジア映画祭 事業	日・ベトナム外交関係樹立 50周年記念特集 ベトナム映画の二人	ダン・ニャット・ミン&ヴィエ ト・リン監督の映画の上映	10月
	シネマテーク 事業	世界水泳選手権2023福岡大 会開催記念上映会 等	収蔵作品以外に企画内容に則し た作品をレンタルして上映する。	年数回
	講演会等	モフセン・マフマルバフ監 督特集記念イベント 等	上映企画に合わせた講演会等を 開催する。	年数回

映像資料部門の活動及び実績

(1) 資料の収集状況 (令和5年3月31日現在)

ア 映画フィルム(収蔵)  
(デジタル含む) 3,369 本

日本映画	1,823
アジア映画	922
その他の外国映画	624

イ 映画フィルム(寄託)  
(デジタル含む) 3,405 本

<個人作家の作品、郷土映像等>

ウ 映画関係資料

①ポスター	4,037 タイトル	[ 日本映画 2,242タイトル、 アジア映画 716タイトル、 その他 124タイトル、 外国映画等 955タイトル ]
②写真	3,890 タイトル	
③宣材資料 (チラシ等)	3,079 タイトル	[ ロビーカード 255タイトル、 パンフレット 1,630タイトル、 ちらし・プレス 1,097タイトル、 その他 97タイトル ]
④その他(技術資料)	12 タイトル	

【令和4年度 収集作品】

作 品 名	監 督	国籍 (会社)	製作年	規 格	備考
T M	小杉 武久	日本	1974	16mm カラー	寄贈
民衆の中の顔	ザキル・ホセイン・ラジュ	バングラデシュ	1990	U-matic カラー	寄贈
のんきな姉さん 他19作品	七里 圭	日本	1984～ 2022	デジタル、35mm カラー	寄贈
Tayo Sa Huling Buwan Ng 他21作品	Nestor Abrogena 他	フィリピン	2014～ 2021	デジタル カラー	寄贈
Kultado	ローレンス・ファハルド	フィリピン	2005	デジタル カラー	寄贈
魂の風景～大野一雄の世界～	平野 克己	日本	1991	16mm カラー	寄贈
霧	ホセ・バラド	ペルー	2021	デジタル カラー	寄贈

(2) ライブラリーの収集状況 (令和5年3月31日現在)

ア ビデオ/DVD	約5,700
イ CD/カセット	約14,800

(3) 映画上映事業 (令和4年度)

ア 通常上映事業

月	内 容
4月	韓国映画特集
5月	現代韓国映画特集
6月	ベトナム映画特集、中央アジアの映画
7月	タイ映画特集、アニメーション特集
8月	台湾映画特集
9月	日本映画名作選
11月	アジア映画を観る～追悼佐藤忠男
12月	アーカイブ・コレクション、ドキュメンタリー映画特集、パテベビーの時代
1月	新春モンスター映画大行進、マレーシア映画特集

イ 特別企画事業

分 類	行 事 名	期 間	内 容
アジア映画 祭事業	アジア・シネマ・ アンソロジー	10月10日(月・祝) ～10月20日(木)	過去のアジアフォーカス・福岡映画祭上映作 中心にアジア映画の注目作を上映。 作品は、すべて収蔵7本。
シネマテーク 事 業	福岡ユネスコ文化講演会	8月27日(土)	石井岳龍監督の講演会と映画の上映。 作品はレンタル1本。
	本と図書館の映画	10月5日(水) ～10月9日(日)	本と図書館に関する作品を上映。 作品はレンタル3本。
	第29回 福岡映像コンテスト	11月3日 (木・祝)	福岡映像協会主催のアマチュア映画のコンテ スト。優秀作品には「福岡市長賞」「総合図書 館賞」などが贈られる。
	山口淑子と李香蘭	11月4日(金) ～11月13日(日)	日本を代表する女優山口淑子(李香蘭)の特集 作品は収蔵1本、レンタル4本。
	映画の辺境へ 七里圭監督スペシャル	12月4日(日)	七里圭監督の新作映画の上映。 作品はレンタル1本。
	アカデミー・フィル ム・アーカイブ映画コレ クション	2月1日(水) ～2月26日(日)	国立映画アーカイブとの共催企画。アメリカ のアカデミー・フィルム・アーカイブ収蔵作品 から16プログラムを上映。

ウ 講演会等

行 事 名	期 間	内 容
「きらめく拍手の音」収蔵記念トークイベント	5月21日(土)	イギル・ボラ監督によるトークイベント (観覧者数100人)
福岡ユネスコ文化講演会 映画創作と自分改革	8月27日(土)	石井岳龍監督による講演会 (観覧者数 83人)
アスガー・ファルハディ 作品 との出会い、本人との出会い	10月10日(月・祝)	梁木靖弘氏(演劇・映画評論家)による講演会 (観覧者数 50人)
インドネシア・ジャパン・フレンドシップ・デー	11月5日(土)	梁木靖弘氏、加藤ひろあき氏(翻訳家、歌手)によるトークイベント (観覧者数 77人)
佐藤忠男さんを偲んで	11月23日(水・祝)	古賀重樹氏(日本経済新聞編集委員)、山口吉則氏(福岡ユネスコ協会常務理事)によるトークイベント (観覧者数 47人)
映画渡世 辺境の巻	12月4日(日)	七里圭監督によるトークイベント (観覧者数 44人)

(4) 資料の利用状況(令和4年度)

区 分	映像ホール・シネラ		ミニシアター		CD等貸出		ビデオ等貸出	
	入館者	1回平均	入館者	1回平均	貸出数	1日平均	貸出数	1日平均
4月	1,425	36	151	12	2,522	97	390	15
5月	1,142	29	136	11	2,377	99	402	17
6月	1,261	35	152	12	2,420	97	339	13
7月	1,244	31	174	13	2,399	89	311	11
8月	1,565	42	166	14	2,008	84	319	13
9月	2,056	62	156	14	2,143	89	316	13
10月	1,333	35	147	11	2,523	97	374	14
11月	1,641	44	99	8	2,239	93	333	14
12月	1,018	25	117	10	2,095	91	315	14
1月	1,126	30	124	11	1,900	86	279	13
2月	1,134	32	109	9	2,331	101	312	14
3月	0	0	110	11	1,844	92	258	13
計[平均]	14,945	[36]	1,641	[11]	26,801	[93]	3,948	[14]

※ 映像ホール・シネラの入場者には、貸館による自主上映の観覧者670人(5日上映)を含む。

(5) 資料の展示(令和4年度)

映像ホールの上映プログラムに併せて、映像ホール前でポスター展示を行う。

(6) 映像資料活用事業(令和4年度)

(ア)公民館上映

公民館名	上映月日	上映作品	観客数
原西公民館	5月25日(水)	ジャングル・スクール(インドネシア)	31 人
馬出公民館	6月1日(水)	トゥルー・ヌーン (タジキスタン)	28 人
奈多公民館	6月10日(金)	私はガンディーを殺していない (インド)	31 人
賀茂公民館	7月9日(土)	ジャングル・スクール(インドネシア)	36 人
壱岐公民館	7月20日(水)	ジャングル・スクール(インドネシア)	26 人
箱崎公民館	8月8日(月)	ジャングル・スクール(インドネシア)	31 人
小田部公民館	8月11日(木・祝)	ジャングル・スクール(インドネシア)	26 人
香住丘公民館	9月4日(日)	私はガンディーを殺していない (インド)	15 人
多々良公民館	9月9日(金)	ヴィレッジ・オブ・ホープ (タイ)	12 人
西陵公民館	9月21日(水)	ジャングル・スクール(インドネシア)	12 人
小笹公民館	9月22日(木)	土曜の午後に (バングレデシュ=ドイツ)	12 人
三宅公民館	10月20日(木)	虹の兵士たち (インドネシア)	23 人
壱岐公民館	11月29日(火)	私はガンディーを殺していない (インド)	25 人
高取公民館	12月10日(土)	私はガンディーを殺していない (インド)	19 人
城原公民館	1月11日(水)	ジャングル・スクール(インドネシア)	25 人
早良公民館	1月27日(金)	私はガンディーを殺していない (インド)	31 人
百道公民館	2月2日(木)	ジャングル・スクール(インドネシア)	30 人
玄界公民館	3月16日(木)	ジャングル・スクール(インドネシア)	11 人

計 18館 総観客数 424人 (一館平均 24人)

(7) 委員会等 (令和4年度)

①福岡市総合図書館映像ホール・シネラ実行委員会

福岡市総合図書館映像ホール・シネラでの上映会等を開催し、その運営を円滑に行うため、10名の委員により年1回開催。またプログラム部会を8名の委員で年2回開催。

#### 4. 広報活動

総合図書館を広く市民に利用してもらうため、各種媒体による広報を行う。

媒体名	目的と内容	発行回	配布先／発行数
図書館要覧	他図書館、行政機関への当館の運営報告を目的とし、図書館各部門の現状・サービス、事業実績、組織・予算、分館の状況などを掲載している。	年1回	福岡市関係施設・機関、関連図書館等／200部
福岡市総合図書館ホームページ	情報提供を目的とし、利用案内、各種お知らせ、図書館資料検索などの項目を設けている。	随時更新	
福岡市電子図書館ホームページ	電子書籍の検索・貸出・予約ができるサービスの提供を目的とし、利用案内、各種お知らせなどの項目を設けている。	随時更新	
展示インフォメーション	館内各コーナーでの展示の紹介とともに、カレンダーでの当日イベントを案内、また、イベント・講座の参加者募集内容を掲載している。	月1回	館内配布／200部 (随時追加)
SNS・メールマガジン	Twitter や Facebook 等の SNS やメールマガジン（月1回程度）を活用し、開館情報、イベント情報や各部門からのお知らせなどを配信している。	月1回	SNS ・メールマガジン登録者
こどもとしゃかんニュース	こども図書館の利用拡大、読書普及を目的とし、テーマ別の本や新刊本の紹介、おはなし会等の催しの案内。	年6回	福岡市関係施設・機関、市内の保育所、幼稚園、小学校等／1,000部
モデル児童図書リスト	幼児用、小学1・2年生、小学3・4年生、小学5・6年生の各対象別にお薦めの本を紹介している。	年1回	福岡市関係施設・機関、市内の保育所、幼稚園、小学校等／4,000部
レファレンスだより	レファレンスサービスのPRを目的とし、テーマに沿った図書等の紹介、レファレンスカウンターに寄せられた事例を掲載している。	年12回	福岡市関係施設・機関、関連図書館等／各250部
図書の展示	テーマに基づき各コーナーで図書の展示を行うとともに、ホームページに掲載し、図書の紹介を実施している。	毎月	
文学館倶楽部	福岡市文学館の活動のPRを目的とし、文学館のイベントや講座の事業報告やゆかりの文学者の情報、都市圏の文学情報などを紹介している。	年2回	福岡市関係施設・機関、県、他都市、マスコミ、大学、文学館、文学関係者等／各4,000部
福岡市文学館常設展示解説	1階ギャラリーで開催している福岡市文学館の常設展示のPRのため、展示の内容について紹介している。	年1回	総合図書館館内のみ／1,000部
ホームページ「福岡市文学館」	福岡市文学館の活動および収蔵資料のPRを目的とし、文学館のイベントや講座の情報、収蔵資料データベースを提供している。	随時更新	
シネラニュース	映像ホール・シネラのPRを目的とし、シネラの上映予定、作品内容を掲載している。	年11回	福岡市関係施設・機関、県、他都市、マスコミ、大学、定期購読者等／合計8,000部
ホームページ「うえぶシネラ」	映像ホール・シネラのPRを目的とし、シネラの上映予定、作品内容を掲載している。	月1回更新	
クンドルニュース	九州国連寄託図書館の活動案内、国連資料の利用拡大を目的とし、国連資料などを紹介している。	年6回	福岡市関係施設・機関、福岡県内公共図書館等／各600部
市政だより	図書館事業の市民への告知を目的とし、シネラ上映案内、おはなし会・講演会などを掲載している。	月2回	福岡市内全世帯
古文書だより	古文書資料に関する情報発信を目的とし、新収蔵資料や収蔵資料に関する話題などを掲載している。	年1回	各県の主な公共図書館、文書館、歴史資料館、文学館、館内配布等／合計1000部

#### 5. 研究活動

図書館各部門において調査研究を行い、その成果を報告するため、研究紀要を発行する。

媒体名	目的と内容	発行回	配布先／発行数
研究紀要	収蔵資料に関する学術的な調査研究等の成果を報告することを目的に、図書館職員による研究論文、資料紹介、展示報告等を掲載している。	年1回	各県の主な公共図書館、文書館、歴史資料館、文学館等／450部

6. 総合図書館の市民向け行事（令和4年度）

行 事 名	開催日	内 容	参加組数 人数等
端午の節句 「こいのぼり」	4月19日（火） ～ 5月5日（木）	こどもの日にちなみ、エントランスホールを中心に巨大「こいのぼり」を設置し、来館者に楽しんでいただいた。	-
大好きな「ふくおかの地図」 で遊ぼう	5月5日（木）	こどもの日に「こいのぼり」の装飾と併せて、来館者に「ふくおかの地図」のぬり絵を楽しんでいただいた。	26名
「一人一花運動」 ガーデニング	5月2日（月） ～ 6月16日（木）	「一人一花運動」の一環として、総合図書館ガーデニングサークルによるイベント広場・駐車場等の空間への植栽を実施。	13名
七夕の節句 「たなばたまつり」	6月28日（火） ～ 7月7日（木）	エントランスホールで色とりどりの短冊を配布し、来館者の皆様に願い事を書いていただき、七夕飾りと共にホールに設置した大笹に飾りつけた。	36名
納涼祭 「夏休みちょい寄りイベント」	7月23日（土） ～ 8月21日（日）	夏休み期間中に図書館に立ち寄る楽しさを感じてもらうイベントを実施した。 ・7/23 昔遊び                      ・7/30 展開図から箱作り ・7/31 ジグソーパズル ・8/7 輪投げ                        ・8/11 六角返し ・8/14 紙ヒコーキ                ・8/21 空箱ビー玉迷路	-
感謝のはがき	9月10日（土） 9月11日（日）	手書きのハガキが減少する時代のなか、「大切な人にメッセージを送ろう」と題し、貰った方の笑顔を思い感謝の気持ちを込めてハガキを書いていただいた。	48組
秋の収穫祭 「どんぐりアートづくり」	10月18日（火） ～ 10月31日（月）	秋に「どんぐり」を使ったアート作品づくりを実施した。 ・来館者にアート作品制作用の「どんぐり」を配布 ・エントランスホールに作成した作品を展示	-
第4回高等学校 ビブリオバトル福岡県大会	10月30日（日）	高校生が5分間の持ち時間でお気に入りの本を紹介し、観戦者が一番読みたいと感じた本「チャンプ本」を決定する書評ゲーム。 ・チャンプ本 「少女不十分」 筑前高等学校	104名 (14校)
冬の イルミネーション	12月1日（木） ～ 3月5日（日）	総合図書館の壁面や周囲の植栽等に、LEDイルミネーション装飾を行い、来館者を始めシーサイドももち地区の散策者に楽しんでいただいた。	-
冬フェスタ 「クリスマスを楽しもう」	12月1日（木） ～ 12月25日（日）	エントランスホールに大きなツリーを設置し、クリスマスの雰囲気盛り上げた。	-
「クリスマスオーナメント」 制作	12月11日（日）	家族やグループで参加し、オリジナルのクリスマスオーナメントづくりを体験していただいた。	36組
人日の節句 「干支しおりづくり」	1月15日（日）	家族やグループで参加し、今年の「干支のしおり」づくりを体験していただいた。	44組
桃の節句「ひな祭り」	2月11日（土） ～ 3月3日（金）	ひな祭りにちなみ、エントランスホールに「ひな壇飾り」や「顔出しパネル」を設置した。 家族やグループで参加し、「干支のうさぎのお内裏様」づくりを体験していただいた。	36組

\*参加人数の“-”はオープン参加

## 7.九州国連寄託図書館



### (1) 国連寄託図書館

国連寄託図書館は、国際連合（国連）がその活動状況について世界各国の人々の理解を得るため、国連の刊行する資料を寄託し、一般公開するものである。

国連寄託図書館は、令和5年4月1日現在、世界の135か国に約350か所あり、日本には14か所、九州では西南学院大学、琉球大学及び福岡市総合図書館の3か所に設置されている。

### (2) 九州国連寄託図書館（Kyushu United Nations Depository Library）

#### ア 沿革

昭和41年国連創立20周年記念事業として日本国際連合協会福岡県本部により、北九州市小倉図書館（当時）に開設され、その後、福岡市内の電気の科学館（昭和47～昭和56年）、九州大学経済学部資料室（昭和56年～昭和63年）を経て、国際化時代に即し、ひろく一般の人々の利用に供するため、昭和63年10月から福岡市民図書館に継承され、平成8年6月の福岡市総合図書館開館により引き続き設置している。

平成25年10月には福岡市移管25周年記念事業として、ワークショップ及び講演会を開催した。

#### イ 資料概要（令和5年4月1日現在）

##### (ア) 内容

- ・ 主要機関の公式記録 Official Records
  - 総会 General Assembly
  - 経済社会理事会 Economic and Social Council
  - 安全保障理事会 Security Council
  - 信託統治理事会 Trusteeship Council
- ・ 国連市販刊行物 Sales Publications
- ・ 国連条約集 UN Treaty Series
- ・ 逐次刊行物（雑誌、ニュースレター等）
- ・ ドキュメント（会議などで資料として配布するもの、議事録、報告書）
- ・ 専門機関刊行物（ユネスコ、WHO、ILO、FAO等）
- ・ 関連諸機関刊行物（ユニセフ、ハビタット、国連難民高等弁務官事務所等）

(イ) 蔵書数 図書 37,025冊 逐次刊行物（ドキュメントを含む）423種

(ウ) 資料言語 英語

(エ) 分類法 国連刊行物分類表 Subject Categories

#### ウ 刊行物（令和4年度）

- ・ クンドルニュース 第129号（令和4年5月）～第134号（令和5年3月）の発行  
毎号、国連が発行している本を注目図書として紹介。令和4年度に取り上げたテーマは、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）、安全保障理事会、国連事務総長、国際年等。  
また、国際年や国連で採択された国際的な特別日（国際デー）を紹介する等国連活動を身近なものと感じられるよう編集発行した。

#### エ ワークショップ（令和4年度）

- ・ 中学生を対象としたSDGsに関するワークショップ  
「あなたもSDGsムーブメントの一員?!～社会課題が見えちゃうポップ作り～」  
SDGsに関するミニ講義とカードゲームをまじえた参加型ワークショップ。  
SDGsを漠然とした課題ではなく、身近で具体的な社会課題として認識し、解決（ゴール）に向けたスタートをきることを目的に、グループごとに直面している社会課題をひとつ選び、タブレットや図書館資料を使って現状を調べ、解決策を提案するポップを制作して発表した。  
日時：令和4年10月2日（日）13:00～17:00  
会場：総合図書館 第一会議室  
参加者：中学生9名、高校生・大学生スタッフ5名

#### オ SDGs関連書籍の展示

①令和4年6月1日(水)～6月29日(水) ②令和5年3月1日(水)～3月30日(木)

SDGs (Sustainable Development Goals) とは、貧困や不平等・格差、気候変動等様々な問題を根本的に解決することを目指す世界共通の17の目標であり、2015年の国連総会で合意された。

総合図書館では、SDGsについて市民によく知ってもらうために国連寄託図書館で収集している関連書籍を展示した。

## 8. 福岡市立点字図書館

点字図書・デージー(※1)図書資料等を収集・製作・保存して、その読書に関する環境の充実を図り、視覚障がい者が一般市民や家族と同じ図書館内で読書ができる環境の整備を進め、情報提供施設として福祉の向上に努めることを目的としている。

### (1) 業務内容

#### ア 貸出事業

点字図書、デージー図書(CD)、また新聞や刊行物等を整備し、利用者に郵送等にて貸出する。

#### イ 1階閲覧室

点字図書、録音図書資料等の閲覧や聴読、視覚障がい者用のパソコンによる閲覧、拡大読書器による一般図書資料の閲覧を提供する。

#### ウ サービス事業

##### (ア) 対面朗読

総合図書館の資料、または持ち込みの図書・雑誌・資料等の対面朗読を行う。

##### (イ) オンライン・リーディング(令和3年4月1日より実施)

図書・雑誌・資料等をオンラインで朗読を行う。

##### (ウ) ファックス代読

簡易な文書類等をファックスで送ってもらい、電話により代読する。

##### (エ) プライベートサービス

個人の希望により、図書・雑誌等の点訳または音訳を行う。

##### (オ) 肢体不自由者読書サービス

一般の図書が利用できない体幹機能障がいまたは重度の上肢障がい者に対して、著作権者の承諾を得た録音図書の貸出を行う。

##### (カ) 情報機器支援サービス

サピエ(※2)図書館へのアクセス方法等を中心としたインターネットの基本操作や視覚障がい者用情報機器の利用を支援する。

##### (キ) レファレンス(読書の奨励や読書相談)

図書に関する色々な問い合わせ等について、できるだけ調査し、お応えする。

#### エ 専属ボランティアの指導、育成

点字・デージーの図書や雑誌製作を指導。対面朗読のため講習会を開催し、専属ボランティアを養成する。

#### オ 点字図書館だより

新規製作図書の紹介や生活情報・図書情報等をお知らせするため、年6回(奇数月)の「点字図書館だより」を発行する。

※1 デージーとは、DAISY (Digital Accessible Information SYstemの略) デジタル録音図書の国際標準規格

※2 サピエとは、視覚障がい者を始め、目で文字を読むことが困難な方々に対して、さまざまな情報を点字、音声データで提供するネットワーク

日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営を行っている。

(2) 運営組織（一般社団法人 福岡市視覚障害者福祉協会）

職員構成（14名）

館長 1名  
常勤職員 5名（校正員・貸出閲覧員・点訳指導員・音訳指導員）※司書資格4名  
非常勤職員 8名 ※司書資格2名

(3) 運営状況（令和4年度 利用実績）

ア 蔵書数

区 分	タイトル数	冊巻数
点 字 図 書	6,707	21,065
デ イ ジ ー 図 書	6,691	6,726
テキストデイジー図書	33	33
シネマデイジー図書	8	8
合 計	13,439	27,832

イ 貸出数

区 分	タイトル数	冊巻数
点 字 図 書	219	744
デ イ ジ ー 図 書	10,047	10,085
合 計	10,266	10,829

ウ 登録者数 1,012人

エ 館内利用者数

閲覧室利用者数（一般）	1,279人
閲覧室利用者数（視覚）	581人
対面朗読利用者数	95人

オ その他主サービス実施状況

派遣対面朗読利用者数	40人
プライベートサービス	26人
ファックス代読サービス	1人

9. 福岡市総合図書館運営審議会等

(1) 福岡市総合図書館運営審議会（令和5年7月11日現在）

設置目的	総合図書館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる。			
設置年月日	平成8年4月1日			
根拠法令等	福岡市総合図書館条例 第25条第1項			
任期	2年：令和4年7月9日～令和6年7月8日			
構成員・名簿	〈学校教育関係者〉	木下 博子	松下 誠	渡邊 由紀子
	〈社会教育関係者〉	西木 友世	中島 佳江	上村 篤子
	〈家庭教育関係者〉	増田 亜希子		
	〈読書活動団体関係者〉	西 聡子		
	〈学識経験者〉	矢崎 美香 脇山 真治	白根 恵子	添島 郁孝
	〈本市の住民〉	矢島 啓子	安永 行政	

令和4年度の活動実績

- 福岡市総合図書館運営審議会：2回開催
- 令和4年10月26日：第1回運営審議会
- 令和5年3月29日：第2回運営審議会

(2) 福岡市総合図書館に係る指定管理者選定・評価委員会

- ・設置目的：福岡市総合図書館の指定管理者の選定及び評価について意見を求める。
- ・設置年月日：平成27年5月12日
- ・根拠法令等：福岡市総合図書館に係る指定管理者選定・評価委員会に関する要綱
- ・任期5年：令和2年6月10日～令和7年6月9日
- ・委員数：5人
- ・1回開催（令和4年度）

(3) 福岡市総合図書館新ビジョン推進に関する点検評価会議

- ・設置目的：福岡市総合図書館新ビジョン事業計画及び成果指標の達成状況について、意見を求める。
- ・設置年月日：平成27年6月3日
- ・根拠法令等：福岡市総合図書館新ビジョン推進に関する点検評価会議にかかる要綱
- ・任期2年：令和5年8月1日～令和7年7月31日（5年度改選）
- ・委員数：5人
- ・1回開催（令和4年度）

## 10. 総合図書館における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策

### (1) 取り組みの状況 (令和5年4月1日時点)

区分	総合図書館本館	図書館分館
密閉対策	外気の強制吸排気の実施	定期的な窓開放等
感染防止対策	窓口のビニールシールド設置	窓口のビニールシールド設置
	図書館入口に手指消毒液の設置	図書館入口に手指消毒液の設置
	消毒・検温徹底のため、入口専用と出口専用レイアウト	

### (2) 新型コロナウイルス感染症に対応した動き (令和2年度から)

日付	総合図書館本館	図書館分館	備考
令和2年 2月21日～	お話し会等の主催事業、映像ホールの上映休止	お話し会等の主催事業中止	
2月27日～3月20日	<b>臨時休館(23日間)</b>	通常開館	本館での予約本の受取のみ実施
3月21日～4月3日	通常開館	通常開館	学習室等の利用休止、閲覧席の間引き等を実施
4月4日～5月25日	<b>福岡県 緊急事態宣言 臨時休館(52日間)</b>	<b>福岡県 緊急事態宣言 臨時休館(52日間)</b>	5/19～5/24は本館、分館とも予約本の受取のみ実施(東図書館のみ5/18～)
5月26日～6月2日	開館(開館時間短縮 20時→18時)	開館(東図書館のみ開館時間短縮 20時→18時)	学習室等の利用休止、閲覧席の全面利用休止
6月3日～6月8日	開館(開館時間短縮 20時→18時)	開館(東図書館のみ開館時間短縮 20時→18時)	学習室等の利用休止、閲覧席間引き
6月9日～	通常開館	通常開館	学習室等の利用休止 閲覧席間引き
6月17日～	映像ホール・シネラ上映開始		閲覧席間引き(246席→50席)
7月15日～10月20日	映像ホール・シネラ観客席数の増		閲覧席間引き(246席→70席)
8月2日～	ミニシアター上映開始		閲覧席間引き(50席→25席)
10月21日～	映像ホール・シネラ観客席数の増		閲覧席間引き(246席→100席)
令和3年 1月14日～ 2月28日	<b>福岡県 緊急事態宣言 通常開館</b>	<b>福岡県 緊急事態宣言 通常開館</b>	来館者の消毒・検温徹底のため、入口専用と出口専用で本館のレイアウト変更
3月3日～	福岡市電子図書館 開館		
3月3日～	映像ホール・シネラ観客席数の増		閲覧席間引き(246席→120席)
5月6日～5月19日	<b>福岡県まん延防止等重点措置 通常開館</b>	<b>福岡県まん延防止等重点措置 通常開館</b>	※福岡県独自の対策
5月12日～6月20日	<b>福岡県 緊急事態宣言 臨時休館(39日間)</b>	<b>福岡県 緊急事態宣言 臨時休館(39日間)</b>	返却ポストの運用のみ
6月21日～7月11日	<b>福岡県まん延防止等重点措置 通常開館</b>	<b>福岡県まん延防止等重点措置 通常開館</b>	6/21～6/27は本館、分館とも予約本の受取のみ実施 ※月曜日(東除く)は休館日
6月21日～6月27日	一部サービス開始 (開館時間短縮 20時→18時)	一部サービス開始(東のみ開館) (開館時間短縮 20時→18時)	〃
6月29日～	通常開館	通常開館	学習室・飲食コーナーは休止 閲覧席等間引き
7月6日～	通常開館 (学習室、飲食コーナー提供開始)	通常開館	学習室(174席→87席) 飲食コーナー(13席)閲覧席等間引き
8月1日～8月29日	<b>福岡県 コロナ警報 通常開館</b>	<b>福岡県 コロナ警報 通常開館</b>	※市有施設は21時までの営業
8月2日～8月31日	<b>福岡県まん延防止等重点措置 通常開館</b>	<b>福岡県まん延防止等重点措置 通常開館</b>	※市有施設は20時までの営業
8月5日～8月31日	福岡県 コロナ特別警報	福岡県 コロナ特別警報	※市有施設は原則休館
8月9日～8月31日	臨時休館	臨時休館	※本館でのみ予約本(新規予約を含む)の受取、貸出カードの登録更新を実施
8月20日～9月12日	福岡県 緊急事態宣言 臨時休館(継続)	福岡県 緊急事態宣言 臨時休館(継続)	〃
9月13日～	通常開館	通常開館	
令和5年 3月14日	通常開館	通常開館	ミニシアター(25席→50席) 学習室(87席→174席) 飲食コーナー座席復帰
4月1日	通常開館	通常開館	シネラ(120席→246席)
5月9日～	通常開館	通常開館	全施設通常運用

## V. 条例, 関係規則等

### 1. 福岡市総合図書館条例 (平成8年3月28日条例第30号)

(設置)

**第1条** 市民の教育, 学術及び文化の発展に寄与するため, 福岡市総合図書館(以下「総合図書館」という。)を福岡市早良区百道浜三丁目に設置する。

2 総合図書館に分館を別表第1のとおり置く。

(事業)

**第2条** 総合図書館は, 次に掲げる事業を行う。

(1) 図書館法(昭和25年法律第118号)の規定に基づく図書館として, 図書, 記録, 逐次刊行物その他必要な資料(以下「図書資料」という。)を収集し, 整理し, 及び保存して, 市民の利用に供すること。

(2) 本市を含めたアジアに関する文化的芸術的価値を有する映画フィルムその他の映像, 音声等を記録した媒体(以下「映画フィルム等」という。)及び映画フィルム等に係る映画ポスター等の映画関係資料(以下「映像資料」と総称する。)を収集し, 整理し, 及び保存して, 市民の利用に供すること。

(3) 本市に関する歴史的文化的価値を有する公文書, 古文書, 郷土資料, 文学資料その他必要な資料(以下「文書資料」という。)を収集し, 整理し, 及び保存して, 市民の利用に供すること。

(4) 図書資料, 映像資料及び文書資料(以下「図書資料等」という。)の利用のための相談に応じること。

(5) 図書資料等に関する調査及び研究を行うこと。

(6) 図書資料等に関する講演会, 講習会, 研究会, 映写会等を開催し, 及びその奨励を行うこと。

(7) 施設の利用に関すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか, 総合図書館の設置の目的の達成に必要なこと。

(職員)

**第3条** 総合図書館に館長その他必要な職員を置く。

(観覧料)

**第4条** 総合図書館が主催して映像ホールで映画フィルム等を上映する場合は, 観覧する者から, 別表第2に定める額の観覧料を徴収する。

(利用の許可)

**第5条** 図書資料等に関する講演会, 講習会, 研究会, 映写会等のため総合図書館の施設(映像ホール及び会議室に限る。)を利用しようとする者は, 教育委員会規則で定めるところにより, 教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた者が許可を受けた事項を変更しようとするときも, また同様とする。

2 映像ホールに係る前項の許可は, 総合図書館が主催して映像ホールで行う事業に支障がない範囲で行うものとする。

(利用の制限)

**第6条** 教育委員会は, 次の各号のいずれかに該当する場合は, 総合図書館の利用を拒み, 又は前条の許可をせず, 若しくは既にした許可を取り消すことができる。

(1) 利用者(利用しようとする者を含む。以下本条において同じ。)が総合図書館の設置の目的に反する利用をし, 又はそのおそれがあるとき。

(2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反し, 又はそのおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか, 総合図書館の管理上支障があると認められるとき。

2 前項の措置によって利用者が損害を受けても, 本市はその責めを負わない。

(入館の制限)

**第7条** 教育委員会は, 次の各号のいずれかに該当する者に対しては, 入館を拒み, 又は退館を命じることができる。

(1) 他の利用者に迷惑をかけ, 若しくは総合図書館の施設, 附属設備若しくは図書資料等を損傷し, 又はそのおそれがある者

(2) 総合図書館の管理上の指示又は指導に従わない者

(3) 前2号に掲げる者のほか, 総合図書館の管理上支障があると認められる者

(利用する権利の譲渡等の禁止)

**第8条** 第5条の許可を受けた者(以下「許可利用者」という。)は、総合図書館の施設を利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別な設備)

**第9条** 許可利用者は、総合図書館に特別な設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、教育委員会が特に認めたときは、この限りでない。

2 教育委員会は、総合図書館の管理上必要があると認めるときは、許可利用者の負担において総合図書館に特別な設備を設置するよう命じることができる。

3 前2項に規定する設備は、第5条の許可の期間の満了前に許可利用者の負担において撤去し、原状に復さなければならない。

4 許可利用者が前項に規定する撤去を行わないときは、教育委員会がこれを行い、その費用を当該許可利用者から徴収する。

(使用料)

**第10条** 許可利用者からは、別表第3に定める額の使用料を徴収する。

(複写手数料)

**第11条** 総合図書館の図書資料等を複写する者からは、複写紙1枚につき300円の範囲内で教育委員会規則で定める額の手数料を徴収する。

(撮影等の許可及び手数料)

**第12条** 学術研究等のため、総合図書館の図書資料等の撮影、模写又は模造をしようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者からは、1点1回につき2,200円の範囲内で教育委員会規則で定める額の手数料を徴収する。

(観覧料等の前納等)

**第13条** 観覧料、使用料及び手数料(以下「観覧料等」という。)は、前納とする。

2 既納の観覧料等は、還付しない。ただし、教育委員会が特別な理由があると認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(観覧料等の減免)

**第14条** 教育委員会が特別な理由があると認める場合は、観覧料等を減免することができる。

(利用者の管理義務)

**第15条** 利用者は、利用期間中その利用に係る総合図書館の施設、附属設備及び図書資料等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(損害賠償)

**第16条** 利用者がその責めに帰すべき事由により、総合図書館の施設、附属設備又は図書資料等を破損し、滅失し、又は汚損して本市に損害を与えたときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(職員の立入り)

**第17条** 許可利用者は、総合図書館の職員が職務のため当該利用に係る施設に立ち入ろうとするときは、これを拒むことができない。

(映画フィルム等の貸与)

**第17条の2** 教育委員会は、映像文化の普及及び振興を図るため、総合図書館が収蔵する映画フィルム等を有償で貸与することができる。

(指定管理者による管理)

**第18条** 教育委員会は、総合図書館の管理を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 指定管理者が行う総合図書館(分館を除く。)の管理に関する業務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第2条第7号及び第8号に掲げる事業に関する業務

(2) 第5条第1項に規定する利用の許可(会議室に係るものに限る。)に関する業務

(3) 第6条第1項に規定する利用の制限に関する業務

(4) 第7条に規定する入館の制限に関する業務

(5) 第9条に規定する特別な設備の設置(会議室に係るものに限る。)に関する業務

(6) 第10条に規定する使用料の徴収(会議室に係るものに限る。)に関する業務

(7) 第11条に規定する手数料の徴収に関する業務

(8) 第12条第1項に規定する撮影、模写又は模造の許可(映像資料及び文書資料に係るものを除く。)及び同条第2項に規定する手数料の徴収に関する業務

(9) 第14条に規定する観覧料等（使用料（会議室に係るものに限る。）及び手数料に限る。）の減免に関する業務

(10) 総合図書館の施設、付属設備等の維持及び修繕に関する業務

(11) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

3 指定管理者が行う総合図書館（分館に限る。）の管理に関する業務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 前項第3号、第4号及び第7号に掲げる業務

(2) 第2条第1号（市民の利用に供すること（教育委員会が定める図書資料にあっては、返却に係るものに限る。）に限る。）、第4号及び第6号から第8号までに掲げる事業に関する業務

(3) 第12条第1項に規定する撮影、模写又は模造の許可及び同条第2項に規定する手数料の徴収に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

（指定管理者の指定）

**第19条** 教育委員会は、総合図書館の管理を指定管理者に行わせようとするときは、教育委員会規則で定めるところにより、総合図書館（分館を除く。）又は各分館について、指定管理者の指定を受けようとする者を公募するものとする。ただし、総合図書館の管理上緊急に指定管理者を指定する必要がある場合その他特別な事情があると教育委員会が認める場合は、この限りでない。

2 指定管理者の指定を受けようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会に申請しなければならない。

3 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認める者を指定管理者に指定するものとする。

(1) 市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること。

(2) 総合図書館の効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。

(3) 総合図書館の管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める基準

（指定等の告示）

**第20条** 教育委員会は、指定管理者の指定をしたときは、速やかに教育委員会規則で定める事項を告示しなければならない。告示した事項に変更があったときも、また同様とする。

（指定の取消し等）

**第21条** 地方自治法第244条の2第11項に規定する指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 地方自治法第244条の2第10項の規定による報告の要求又は調査に対し、これに応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。

(2) 第19条第3項各号に掲げる基準を満たさなくなったと認めるとき。

(3) 次条に規定する管理の基準を遵守しないとき。

(4) 偽りその他不正な手段により指定を受けたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

2 前条の規定は、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合について準用する。

（管理の基準）

**第22条** 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく教育委員会規則その他教育委員会の定めるところに従って適正に総合図書館の管理を行わなければならない。

（指定管理者の原状回復義務等）

**第23条** 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、管理をしなくなった総合図書館の施設、付属設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、特別の事情があると教育委員会が認めるときは、この限りでない。

2 指定管理者がその責めに帰すべき理由により、総合図書館の施設、付属設備等を破損し、滅失し、又は汚損して本市に損害を与えたときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（指定管理者に関する読替え）

**第24条** 第18条第1項の規定により総合図書館（分館を除く。）の管理を指定管理者に行わせる場合に

における第5条第1項、第6条第1項、第7条、第9条（第3項を除く。）、第10条、第12条第1項及び第14条の規定の適用については、第5条第1項中「映像ホール及び会議室」とあるのは「会議室」と、「教育委員会の」とあるのは「指定管理者の」と、第6条第1項各号列記以外の部分、第7条及び第9条（第3項を除く。）中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第10条中「使用料」とあるのは「使用料（会議室に係るものに限る。）」と、第12条第1項中「図書資料等」とあるのは「図書資料等（映像資料及び文書資料を除く。）」と、「教育委員会の」とあるのは「指定管理者の」と、第14条中「教育委員会が」とあるのは「指定管理者が教育委員会の定める」と、「観覧料等」とあるのは「使用料（会議室に係るものに限る。）及び手数料」とする。

2 第18条第1項の規定により総合図書館（分館に限る。）の管理を指定管理者に行わせる場合における第6条第1項、第7条及び第12条第1項の規定の適用については、第6条第1項各号列記以外の部分及び第7条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第12条第1項中「教育委員会の」とあるのは「指定管理者の」とする。

（総合図書館運営審議会）

**第25条** 総合図書館の運営に関する事項を調査審議するため、福岡市総合図書館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、総合図書館の運営に関し館長の諮問に応じるとともに、館長に対して意見を述べるものとする。

3 審議会の委員の定数は、20人以内とする。

4 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（委任）

**第26条** この条例に定めるもののほか、総合図書館の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

#### 附 則（抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

（供用開始日）

2 この条例の施行にかかわらず、総合図書館（分館を除く。）の供用は、教育委員会規則で定める日から開始する。

（平成8年教規則第10号により平成8年6月29日から供用開始）

（福岡市民図書館条例の廃止）

3 福岡市民図書館条例（昭和51年福岡市条例第43号）は、廃止する。

**附 則**（平成11年3月11日条例第35号）

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

（平成11年教委規則第5号により別表第1福岡市博多図書館の項の次に福岡市博多南図書館の項を加える改正規定は、平成12年1月30日から施行）

**附 則**（平成15年3月13日条例第30号）

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、別表第1福岡市西図書館の項の改正規定は、公布の日から施行する。

（平成15年教委規則第11号により平成15年8月9日から施行）

**附 則**（平成19年12月20日条例第62号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**（平成21年3月26日条例第43号）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（供用開始日）

2 この条例の施行にかかわらず、福岡市西部図書館の供用は、教育委員会規則で定める日から開始する。

（平成21年教委規則第9号により平成22年7月20日から供用開始）

**附 則**（平成26年3月27日条例第51号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成27年3月19日条例第59号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は公布の日から、

別表第1 福岡市東図書館の項の改正規定は教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成27年教委規則第14号により平成28年6月4日から施行)

**附 則** (令和2年3月26日条例第31号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。  
(供用開始日)
- 2 この条例の施行にかかわらず、福岡市早良南図書館の供用は、教育委員会規則で定める日から開始する。

**附 則** (令和3年3月29日条例第51号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1

名 称	位 置
福岡市東図書館	福岡市東区千早四丁目
福岡市和白図書館	福岡市東区和白丘一丁目
福岡市博多図書館	福岡市博多区山王一丁目
福岡市博多南図書館	福岡市博多区南本町二丁目
福岡市中央図書館	福岡市中央区赤坂二丁目
福岡市南図書館	福岡市南区塩原二丁目
福岡市城南図書館	福岡市城南区片江五丁目
福岡市早良図書館	福岡市早良区百道二丁目
福岡市早良南図書館	福岡市早良区四箇田団地
福岡市西図書館	福岡市西区内浜一丁目
福岡市西部図書館	福岡市西区西都二丁目

別表第2

映像ホール上映観覧料

区分	金額		
	個人	20人以上の団体	
通常上映観覧	一般	500円	1人につき400円
	大学生・高校生	400円	1人につき320円
	中学生・小学生	300円	1人につき240円
特別上映観覧	1人につき2,000円以内で教育委員会が定める額		

備考

- 1 通常上映観覧とは、総合図書館が平常的に上映する映画フィルム等の観覧をいい、特別上映観覧とは、総合図書館が特別に上映する映画フィルム等の観覧をいう。
- 2 一般とは、大学生・高校生及び中学生・小学生以外の者で15歳以上のものをいい、大学生・高校生とは、大学、高等専門学校、高等学校、専修学校、各種学校又はこれらに準じるものに在学する者をいう。

別表第3

1 映像ホール使用料

区分	午前10時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前10時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前10時から 午後10時まで
映像 ホール	3,000円	18,000円	22,000円	21,000円	40,000円	43,000円

2 会議室使用料

区分	午前10時から 正午まで	午後1時から 午後4時まで	午後4時から 午後7時まで	午前10時から 午後4時まで	午後1時から 午後7時まで	午前10時から 午後7時まで
第1会議室	円 2,350	円 5,100	円 5,100	円 7,200	円 9,150	円 10,900
第2会議室	1,250	2,700	2,700	3,800	4,850	5,750

備考

- 1 映像ホールの許可利用者が入場者から入場料を徴収する場合の使用料の額は、この表の金額の2倍に相当する額とする。
- 2 利用の許可を受けた時間を超えて利用する場合の使用料の額は、教育委員会規則で定める。
- 3 付属設備の使用料の額は、教育委員会規則で定める。

## 2. 福岡市総合図書館条例施行規則（平成8年3月28日教育委員会規則第5号）

（趣旨）

**第1条** この規則は、福岡市総合図書館条例（平成8年福岡市条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

**第2条** 福岡市総合図書館（以下「総合図書館」という。）の事務を行うため、総合図書館に分館のほか、次の課及び係を置く。

運営課

運営係

企画係

図書サービス課

管理調整係

読書活動支援係

図書資料係

文学・映像課

文学・文書係

古文書係

映像資料係

映像活用係

2 分館の所属は、図書サービス課とする。

（分掌事務）

**第3条** 課の分掌事務は、次のとおりとする。

運営課

- (1) 総合図書館内の連絡調整に関すること。
- (2) 総合図書館の維持管理に関すること。
- (3) 総合図書館の利用その他便宜供与に関すること。
- (4) 他の課及び分館の主管に属しないこと。

図書サービス課（分館を除く。）

- (1) 図書、記録、逐次刊行物その他必要な資料（以下「図書資料」という。）の選定、受入、整理、保存及び利用に関すること。
- (2) 図書資料の調査及び相談に関すること。
- (3) 図書資料に関する講演会、講習会、研究会等の開催及び奨励に関すること。
- (4) 九州国連寄託図書館の運営に関すること。
- (5) 他の図書館等との連絡、協力及び図書資料の相互貸借に関すること。
- (6) 読書普及事業に関すること。
- (7) ビデオライブラリーの運営に関すること。

文学・映像課

- (1) 郷土の文学等に関する資料（以下「文学資料」という。）の選定、受入、整理、保存及び利用に関すること。
- (2) 本市に関する歴史的・文化的価値を有する公文書、古文書その他必要な資料（以下「文書資料」という。）の収集、整理、保存及び利用に関すること。
- (3) 文学資料及び文書資料の調査研究及び相談に関すること。
- (4) 文学資料及び文書資料に関する講演会、講習会、研究会等の開催及び奨励に関すること。
- (5) 本市を含めたアジアに関する文化的・芸術的価値を有する映画フィルムその他の映像、音声等を記録した媒体（以下「映画フィルム等」という。）及び映画フィルム等に係る映画ポスター等の映画関係資料（以下「映像資料」と総称する。）の収集、整理、保存及び活用に関すること。
- (6) 映像ホール及びミニシアターの運営に関すること。
- (7) 映像資料の調査研究に関すること。
- (8) 映像資料に関する講演会、講習会、研究会等の開催及び奨励に関すること。

2 分館の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 図書資料の選定及び利用に関すること。
- (2) 市民センター等との連絡調整に関すること。
- (3) 読書普及事業に関すること。

（職員）

**第4条** 総合図書館に館長を、課に課長を、係に係長を、分館に分館長を置く。

2 前項の職員のほか、特に必要なときは、課に主査又は主任学芸主事を置くことがある。

3 前2項の職員のほか、課及び分館（指定管理者に管理を行わせる分館を除く。）に職員を置く。

- 4 館長、課長、係長、分館長、主査及び主任学芸主事は、職員のうちから命じる。
- 5 館長は、上司の命を受けて総合図書館の事務を統理し、所属職員を指揮監督する。
- 6 課長、係長及び分館長は、上司の命を受けて課、係又は分館に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 7 主査及び主任学芸主事は、上司の命を受けて総合図書館に属する特定の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 8 職員は、上司の命を受けて分担する事務を処理する。  
(職務権限の代行)

**第5条** 館長に事故がある場合又は館長が欠けた場合において、特に事務取扱者を命じないときは、課長がその所掌する事務について館長の職務権限を代理して行う。ただし、重要又は異例な事務については、教育次長の指揮を受けなければならない。

- 2 課長に事故がある場合又は課長が欠けた場合において、特に事務取扱者を命じないときは、係長がその所掌する事務について課長の職務権限を代理して行う。ただし、重要又は異例な事務については、館長の指揮を受けなければならない。
- 3 前2項の規定により館長又は課長の職務権限を代理して行う者がいないときは、館長の職務権限は教育次長が、課長の職務権限は館長が行う。
- 4 分館長に事故がある場合又は分館長が欠けた場合において、特に事務取扱者を命じないときは、図書サービス課長が分館長の職務権限を行う。  
(開館時間)

**第6条** 総合図書館の開館時間は、午前10時から午後8時まで(日曜及び休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。以下同じ。))については、午前10時から午後7時までとする。ただし、映像ホールについては、午前10時から午後10時まで(日曜及び休日については、午前10時から午後7時まで)とする。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、分館の開館時間は、午前10時から午後6時までとする。ただし、東図書館及び早良南図書館の開館時間は、午前9時から午後8時までとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、教育長が必要と認める場合は、総合図書館の開館時間を変更することができる。  
(休館日)

**第7条** 総合図書館(東図書館及び早良南図書館を除く。)の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、教育長が必要と認める場合は、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

- (1) 毎週月曜日(その日が休日に当たるときは、その日後において最初の休日でない日)
  - (2) 毎月末日(その日が日曜日、月曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その日後において最初の日曜日、月曜日、土曜日及び休日でない日)
  - (3) 12月28日から翌年1月4日まで
  - (4) 図書資料、文学資料、文書資料及び映像資料(以下「図書資料等」という。)の整理期間として1年につき14日を超えない範囲内で教育長が定める期間
- 2 東図書館及び早良南図書館の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、教育長が必要と認める場合は、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。
    - (1) 毎月最終月曜日(その日が休日に当たるときは、その日後において最初の休日でない日)
    - (2) 12月28日から翌年1月3日まで
    - (3) 図書資料等の整理期間として1年につき14日を超えない範囲内で教育長が定める期間  
(施設の利用許可申請)

**第8条** 条例第5条の規定による総合図書館の施設の利用の許可(以下「利用許可」という。)を受けようとする者は、福岡市総合図書館施設利用許可申請書(様式第1号)により教育長に申請しなければならない。

- 2 前項の申請は、映像ホールの利用の申請については利用しようとする日の6月前から3月前までの間に、会議室の利用については、利用しようとする日の3月前から前日までの間に行わなければならない。ただし、教育長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。  
(利用許可)

**第9条** 利用許可は、福岡市総合図書館施設利用許可書(様式第2号)を交付して行うものとする。  
(利用の取り止め)

**第10条** 利用許可を受けた者(以下「許可利用者」という。)が利用の取り止めをしようとする場合には、あらかじめ福岡市総合図書館施設利用取り止め届(様式第3号。以下「利用取り止め届」という。)を教育長に提出しなければならない。  
(利用時間)

**第11条** 許可利用者が利用許可を受けた時間(以下「利用時間」という。)には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。  
(利用時間の経過)

**第12条** 許可利用者が利用の開始後において、利用時間を超えて引き続き当該利用許可に係る施設の利用を申し出た場合は、総合図書館の運営に支障がない場合においてのみ許可する。

(利用時間の超過の場合の使用料)

**第13条** 許可利用者が、前条の規定により利用時間を超えて利用するときの当該超えて利用する時間(以下「超過時間」という。)に係る使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

(1) 映像ホール 超過時間1時間までごとに条例別表第3 1 映像ホール使用料の表に掲げる午後6時から午後10時までの使用料の1時間当たりの額により算定した額(正午から午後1時までは、同表に掲げる午後1時から午後5時までの使用料の1時間当たりの額により算定した額)

(2) 会議室 1時間までごとに条例別表第3 2 会議室使用料の表に掲げる当該施設の午後4時から午後7時までの使用料の1時間当たりの額により算定した額

(付属設備の使用料)

**第14条** 付属設備の使用料の額は、別表第1のとおりとする。

(図書資料等の複写手数料等)

**第15条** 条例第11条に規定する手数料の額は、別表第2のとおりとする。

2 館長は、複写を許可しない図書資料等をあらかじめ指定することができる。

(撮影等の許可)

**第16条** 条例第12条第1項の規定による総合図書館の図書資料等の撮影、模写又は模造(以下「撮影等」という。)の許可を受けようとする者は、福岡市総合図書館資料撮影等許可申請書(様式第4号)により館長に申請しなければならない。

2 前項の許可は、福岡市総合図書館資料撮影等許可書(様式第5号)を交付して行うものとする。

3 撮影等は、次の各号いずれかに該当するときは許可しない。

(1) 入館者の利用に支障があると認められるとき。

(2) 図書資料等の管理上支障があると認められるとき。

(3) その他撮影等を行うことが不相当と認められるとき。

4 撮影等は、所定の場所で行わなければならない。

(撮影等の手数料)

**第17条** 条例第12条第2項に規定する手数料の額は、別表第3のとおりとする。

(使用料及び手数料の徴収)

**第18条** 使用料は、利用の開始までに徴収する。

2 手数料は、複写又は撮影等の開始までに徴収する。

(観覧料等の還付)

**第19条** 条例第13条第2項ただし書の規定による観覧料等の還付は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。

(1) 天災地変その他不可抗力により観覧、利用、複写又は撮影等ができなくなったとき 当該観覧料等の全額

(2) 許可利用者が利用日の10日前(映像ホールについては1月前)までに利用取り止め届を提出したとき 当該使用料の全額

(3) 許可利用者が利用日の5日前までに利用取り止め届を提出したとき(映像ホールを除く。) 当該使用料の額に0.5を乗じて得た額

(観覧料の減免)

**第20条** 条例第14条の規定による観覧料の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。

(1) 市内の義務教育諸学校の児童又は生徒及びこれらの引率者が当該義務教育諸学校の教育計画に基づき通常上映又は特別上映を観覧するとき 当該観覧料の全額

(2) 障がい者(療育手帳、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する精神障害者保健福祉手帳(以下「療育手帳等」という。)の交付を受けている者をいう。以下同じ。)(介護者(障がい者1人につき1人までとする。))が同伴している場合にあっては、その介護者を含む。以下同じ。)が通常上映を観覧するとき 当該観覧料の全額

(3) 障がい者が特別上映を観覧するとき 当該観覧料の額に0.5を乗じて得た額

(4) 市内に居住する65歳以上の者が通常上映又は特別上映を観覧するとき 当該観覧料の額に0.5を乗じて得た額

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認めるとき 教育長が必要と認める額

2 前項第1号又は第5号の規定により観覧料の減免を受けようとする者は、福岡市総合図書館観覧料減免申請書(様式第6号)により教育長に申請しなければならない。ただし、教育長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 観覧料の減免を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を職員に提示しなければならない。

(1) 第1項第2号又は第3号の規定により減免を受ける場合 療育手帳等

(2) 第1項第4号の規定により減免を受ける場合 本市が発行するシルバー手帳又は官公署が発行する証明書等(本人の氏名、住所及び生年月日が記載されているものに限る。)

(使用料の減免)

**第21条** 条例第14条の規定による使用料の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。

- (1) 本市が主催し、又は経費の一部を負担して共催する行事に利用するとき 当該使用料の全額
  - (2) 本市が経費の一部を負担して後援する行事に利用するとき 当該使用料の額に0.5を乗じて得た額
  - (3) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関がその行事に利用するとき 当該使用料の全額
  - (4) 18歳未満の者を主体とする団体が利用するとき 当該使用料の額に0.5を乗じて得た額
  - (5) 映像ホールを利用して入場者から入場料を徴収する催物を行う場合で、当該入場料の額（数種の入場料を徴収する場合にあっては、その最も高い額）が1人1回の入場について5,000円以下のとき 当該使用料（付属設備の使用料を除く。）の額に0.5を乗じて得た額
  - (6) 市内に居住する心身障がい者を主体とする団体が利用するとき 当該使用料の全額
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認めるとき 教育長が必要と認める額
- 2 使用料の減免を受けようとする者は、福岡市総合図書館使用料減免申請書（様式第7号）により教育長に申請しなければならない。ただし、本市が主催する行事に利用する場合は、この限りではない。

(入館者及び許可利用者の心得)

**第22条** 総合図書館の入館者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 総合図書館の施設、付属設備、備品又は図書資料等を損傷し、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- (2) 他の入館者に迷惑をかけないこと。
- (3) 所定の場所以外で飲食をし、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (4) 危険物又は動物を持ち込まないこと。
- (5) 許可なくして物品を販売し、若しくは展示し、又はこれに類する行為をしないこと。
- (6) 館内を不潔にしないこと。
- (7) 許可なくして図書資料等の撮影等をしないこと。
- (8) 総合図書館の施設、付属設備、備品及び図書資料等の利用を終えたときは、これをもとの状態に復し、又は所定の場所へ返還すること。
- (9) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、管理上の必要から職員が行う指示又は指導に従うこと。

2 許可利用者は、前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 収容人員は、当該施設の所定の人員を超えないこと。
- (2) 条例第7条各号のいずれかに該当する者に対しては、当該施設への入場を拒み、又は退場を命じること。
- (3) 火災、盗難、人身事故その他の事故の防止に努めること。
- (4) 当該施設への入場者に前項各号に掲げる事項を守らせること。

(利用後の点検)

**第23条** 許可利用者は、総合図書館の施設、付属設備及び備品の使用を終えたときは、職員の点検を受けなければならない。

(図書資料等の貸出対象者)

**第24条** 市内若しくは別表第4に掲げる市町村内に居住し、又は市内に勤務し、若しくは在学する者は、図書資料等（映像資料を除く。以下この条から第28条まで及び第30条において同じ。）（電子書籍（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式により記録された文字、映像又は音であって、インターネットにより利用が可能なもののうち、図書又は逐次刊行物に相当するものをいう。以下同じ。）を除く。）の個人貸出を受けることができる。

2 前項に規定する者のほか、館長が特に認める者もまた同様とする。

3 市内に居住し、勤務し、又は在学する者は、電子書籍の個人貸出を受けることができる。

4 市内の地域団体、職域団体、社会教育関係団体その他の団体で館長が適当と認めるもの（以下「団体」という。）は、総合図書館（分館を除く。）の図書資料（電子書籍を除く。）の団体貸出を受けることができる。

(登録手続)

**第25条** 図書資料等の貸出を受けようとする者は、個人にあっては図書貸出登録申込書を、団体にあっては団体貸出登録申請書を館長に提出し、登録しなければならない。

2 前項の規定による登録を行った者（以下「登録利用者」という。）に対しては、個人にあっては貸出カードを、団体にあっては団体貸出登録書を交付するものとする。

3 貸出カードの有効期間は3年間とし、団体貸出登録書の有効期間は登録した年度の末日までとする。

4 登録に係る事項について異動を生じたとき、又は貸出カード若しくは団体貸出登録書を紛失したときは、登録利用者は、直ちにその旨を館長に届け出なければならない。

5 虚偽の登録を行い、又は貸出カード若しくは団体貸出登録書を他人に譲渡し、若しくは転貸する等の不正行為を行った登録利用者に対しては、その登録を取り消すことがある。

(貸出手続)

**第26条** 登録利用者が、図書資料等の貸出を受けようとするときは、個人にあっては貸出カードを、団体

にあつては団体貸出登録書をそれぞれ提出し、又は提示しなければならない。ただし、他の手段により登録利用者であることが確認できるときは、この限りでない。

(貸出の制限)

**第27条** 次の各号のいずれかに該当する図書資料等は、特に館長が認める場合を除き貸出をしない。

- (1) 図書資料のうち参考図書
- (2) 文書資料
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に重要な図書資料
- (4) 前3号に掲げるもののほか、貸出が不相当と認められるもの

(貸出冊数及び期間)

**第28条** 図書資料等の個人貸出に係る貸出冊数及び貸出期間は、次のとおりとする。ただし、館長が特に必要と認めたときの貸出期間は、この限りでない。

- (1) 図書資料（電子書籍、ビデオテープ、コンパクトディスク、デジタルバーサタイルディスク及びカセットブックを除く。）の貸出は、登録利用者1人につき10冊以内とし、貸出期間は、貸出をした日の翌日から起算して2週間以内とする。
- (2) 電子書籍の貸出は、登録利用者1人につき3冊以内とし、貸出期間は、貸出をした日の翌日から起算して2週間以内とする。
- (3) コンパクトディスク及びカセットブックの貸出は、登録利用者1人につき2枚以内又は2本以内とし、貸出期間は、貸出をした日の翌日から起算して2週間以内とする。
- (4) ビデオテープ及びデジタルバーサタイルディスクの貸出は、登録利用者1人につき1枚又は1本とし、貸出期間は、貸出をした日の翌日から起算して2週間以内とする。

2 図書資料の団体貸出に係る貸出冊数及び貸出期間は、貸出を受ける団体の規模等に応じて館長が別に定める。

(図書資料の管理)

**第29条** 団体貸出を受けた団体の代表者は、貸出を受けた図書資料を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(貸出の停止)

**第30条** 館長は、貸出期間の経過後なお図書資料等を返納しない登録利用者その他この規則及び総合図書館の管理上必要な指示に従わない登録利用者に対しては、図書資料等の貸出を一定期間停止することができる。

(様式)

**第31条** 第25条第1項に規定する図書貸出登録申込書及び団体貸出登録申請書、同条第2項に規定する貸出カード及び団体貸出登録書の様式は、館長が定める。

(図書資料等の寄贈及び寄託)

**第32条** 総合図書館は、図書資料等の寄贈及び寄託を受けることができる。

(寄託資料の取扱い)

**第33条** 寄託を受けた図書資料等は、寄託についての特別の条件がある場合のほか、他の図書資料等と同様の取扱いをするものとする。ただし、貸出については、寄託者の承諾がある場合に限り行うものとする。

(寄託期間)

**第34条** 図書資料等の寄託期間は、寄託者と館長が協議して定める。

2 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認める場合は、寄託期間内においても当該図書資料等を返還することができる。

(免責)

**第35条** 寄託を受けた図書資料等が、天災地変その他不可抗力によって滅失し、又は損傷した場合は、教育委員会はその責めを負わないものとする。

(指定管理者の公募の公告)

**第36条** 条例第19条第1項本文の規定による公募は、次に掲げる事項を公告して行うものとする。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる総合図書館の名称及び所在地
- (2) 指定の予定期間
- (3) 指定管理者が行う管理の業務の範囲及び管理の基準
- (4) 指定管理者の候補者の選定に係る審査の方法及び基準
- (5) 指定管理者の候補者となることのできる資格を定めたときは、その資格
- (6) 条例第19条第2項の規定による申請（以下「指定の申請」という。）を受け付ける期間及び次条第1項の指定管理者指定申請書の提出先
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育長が定める事項

(指定の申請)

**第37条** 指定の申請は、教育長が定める期間内に指定管理者指定申請書（様式第8号）を教育長に提出して行うものとする。

2 指定管理者指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 指定の申請を行う団体（以下「申請団体」という。）の定款、寄附行為その他これらに類する書類
  - (2) 申請団体が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書
  - (3) 管理に関する事業計画書及び収支予算書
  - (4) 管理の業務に従事する者の配置及び勤務体制について記載した書類
  - (5) 申請団体のすべての事業に係る指定管理者指定申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書並びに当該事業年度の前事業年度の事業報告書及び収支決算書
  - (6) 申請団体の役員の名簿及び従業員数を記載した書類
  - (7) 申請団体の活動実績について記載した書類
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類
- 3 教育長は、前項の規定にかかわらず、同項第1号から第7号までに掲げる書類の一部の添付を要しないことができる。
- (指定の期間)

**第38条** 指定管理者の指定の期間は、5年以内とする。

(指定管理者の指定の通知)

**第39条** 指定管理者の指定は、指定管理者指定書（様式第9号）を交付して行う。

(指定等の告示事項)

**第40条** 条例第20条に規定する教育委員会規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる総合図書館の名称及び所在地
  - (2) 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名
  - (3) 指定の期間
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項
- 2 条例第21条第2項において準用する条例第20条に規定する教育委員会規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 指定管理者（指定管理者であった者を含む。）に管理を行わせていた総合図書館の名称及び所在地
  - (2) 前項第2号及び第3号に掲げる事項
  - (3) 指定を取り消した場合にあっては、取消しの日
  - (4) 管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合にあっては、停止した業務の範囲及び停止の期間
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項
- (事業報告書の作成及び提出)

**第41条** 事業報告書（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第7項の事業報告書をいう。

以下同じ。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理の実施状況及び施設の利用状況
  - (2) 管理に係る経費等の収支状況
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、管理の状況を把握するために必要な事項として教育長が定めるもの
- 2 指定管理者の指定が取り消された場合における取消しの日の属する年度の事業報告書は、当該年度の初日から当該取消しの日の前日までの期間について作成するものとする。
- 3 指定管理者は、毎年度終了後（指定管理者の指定が取り消されたときは、当該取消しの日後）60日以内に、事業報告書を教育長に提出しなければならない。ただし、特別の事情があると教育長が認めるときは、この限りでない。

**第42条** 条例第18条第1項の規定により総合図書館(分館を除く。)の管理を指定管理者に行わせる場合における次の表の左欄に掲げるこの規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第8条第1項	施設	施設（会議室に限る。）
	教育長	指定管理者
第8条第2項	前項の申請は、映像ホールの利用の申請については利用しようとする日の6月前から3月前までの間に、会議室の利用については	前項の規定による申請は
第8条第2項ただし書	教育長が	指定管理者が教育長の定める
第10条及び第21条第2項	教育長	指定管理者
第12条	当該利用許可に係る施設	会議室

第13条	<p>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p> <p>（1）映像ホール 超過時間1時間までごとに条例別表第3 1 映像ホール使用料の表に掲げる午後6時から午後10時までの使用料の1時間当たりの額により算定した額（正午から午後1時までは、同表にに掲げる午後1時から午後5時までの使用料の1時間当たりの額により算定した額）</p> <p>（2）会議室 1時間までごとに条例別表第3 2 会議室使用料の表に掲げる当該施設の午後4時から午後7時までの使用料の1時間当たりの額により算定した額</p>	<p>1時間までごとに条例別表第3 2 会議室使用料の表に掲げる当該施設の午後4時から午後7時までの使用料の1時間当たりの額により算定した額とする。</p>
第16条第1項	図書資料等	図書資料等（映像資料及び文書資料を除く。以下この条において同じ。）
	館長	指定管理者
第18条第1項	使用料	使用料（会議室に係るものに限る。以下同じ。）
第22条第1項第10号及び第23条	職員	指定管理者
第22条第2項第1号、第2号及び第4号	当該施設	会議室
様式第1号及び様式第2号	福岡市教育委員会教育長	指定管理者
	職員	指定管理者
様式第3号	福岡市教育委員会教育長	指定管理者
様式第4号及び様式第5号	福岡市総合図書館長	指定管理者
	職員	指定管理者
様式第7号	福岡市教育委員会教育長	指定管理者
	本市	福岡市

2 条例第18条第1項の規定により総合図書館(分館に限る。)の管理を指定管理者に行わせる場合における次の表の左欄に掲げるこの規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第16条第1項、第25条第1項及び第4項並びに第30条	館長	指定管理者
第22条第1項第10号	職員	指定管理者
第27条	特に館長が	指定管理者が館長の定める特別の理由があると
第28条第1項ただし書	館長が特に必要と	指定管理者が館長の定める特別の理由があると
様式第4号及び様式第5号	福岡市総合図書館長	指定管理者
	職員	指定管理者

(審議会の委員の委嘱)

**第43条** 条例第25条に規定する福岡市総合図書館運営審議会(以下「審議会」という。)の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、読書活動を行う団体の関係者、学識経験を有する者並びに本市の住民のうちから教育委員会が委嘱する。

(審議会の会長及び副会長)

**第44条** 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

**第45条** 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(委任)

**第46条** この規則に定めるもののほか、総合図書館の管理に関し必要な事項は、教育長が定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

(福岡市民図書館条例施行規則の廃止)

2 福岡市民図書館条例施行規則(昭和51年福岡市教育委員会規則第16号)は、廃止する。

**附 則**(平成10年12月28日教規則第6号)

この規則は、平成11年1月5日から施行する。

**附 則**(平成12年3月30日教規則第1号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則**(平成13年3月29日教規則第9号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

**附 則**(平成14年3月28日教規則第9号)

(施行期日)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に交付した貸出カード及び団体貸出登録書の有効期限は、この規則による改正後の福岡市総合図書館条例施行規則第25条第3項の規定にかかわらず、貸出カードについては平成17年3月31日までとし、団体貸出登録書については平成15年3月31日までとする。

**附 則**(平成14年7月29日教規則第15号)

この規則は、平成14年8月1日から施行する。

**附 則**(平成15年3月31日教規則第7号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

**附 則**(平成16年3月29日教規則第8号)

この規則は、平成16年6月1日から施行する。

**附 則**(平成17年1月13日教規則第1号)

この規則は、平成17年1月24日から施行する。

**附 則**(平成17年3月24日教規則第2号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、別表第4大島村の項を削る改正規定は、平成17年3月28日から施行する。

**附 則**(平成17年7月14日教規則第12号)

(施行期日)

1 この規則は、平成17年7月15日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の福岡市教育委員会規則の規定により作成された様式は、当分の間、なお所要の調整をして使用することができる。

**附 則**(平成18年10月30日教規則第9号)

この規則は、平成18年11月1日から施行する。

**附 則**(平成19年3月29日教規則第6号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**(平成19年6月28日教規則第10号)

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

**附 則**（平成19年12月20日教規則第11号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**（平成21年11月30日教規則第12号）

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

**附 則**（平成23年3月31日教規則第4号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**（平成24年3月29日教規則第7号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**（平成24年7月9日教規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成26年3月20日教規則第1号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**（平成27年6月4日教規則第12号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の福岡市総合図書館条例施行規則別記様式第1号、様式第3号、様式第4号、様式第6号及び様式第7号の規定により作成された様式は、この規則による改正後の福岡市総合図書館条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、なお所要の調整をして使用することができる。

**附 則**（平成28年3月31日教規則第6号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第6条第2項にただし書を加える改正規定及び第7条の改正規定は、平成28年6月4日から施行する。

**附 則**（平成29年3月30日教規則第5号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則**（平成30年3月29日教規則第4号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則**（平成30年6月25日教規則第13号）

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

**附 則**（令和2年3月30日教規則第15号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則**（令和3年2月25日教規則第1号）

この規則は、令和3年3月3日から施行する。

**附 則**（令和3年3月29日教規則第5号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

## 別表第1

### 付 属 設 備 使 用 料

種 別	区 別	単 位	金 額
照明設備	ピンスポットライト	1台	310円
	ホリゾンライト	1式	1,000円
音響設備	拡声装置	1式	2,530円
	ステージスピーカー	1対	1,000円
	コンデンサマイク	1本	800円
	ダイナミックマイク	1本	340円
	ワイヤレスマイク	1チャンネル	1,520円
	C Dプレーヤー	1台	800円
	カセットデッキ	1台	1,670円
	オープンデッキ	1台	2,300円
	同時通訳装置	1式	6,300円
	舞台設備	演台	1台
バトン		1本	730円
映写設備	35ミリ映写機	1台	6,050円
	16ミリ映写機	1台	2,530円
	ハイビジョンプロジェクター	1台	8,000円
	ビデオプロジェクター	1台	2,530円
	ビデオデッキ	1台	2,000円
	L Dプレーヤー	1台	2,000円
	スライドプロジェクター	1台	1,670円
	オーバーヘッドプロジェクター	1台	1,670円
スクリーン	1張	1,670円	

備考

- 1 この表に掲げる使用料は、午前10時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後から午後10時まで（会議室については午前10時から正午まで、午後1時から午後4時まで午後4時から午後7時まで）をそれぞれ1回とした使用料とする。
- 2 午前10時から午後5時まで及び午後1時から午後10時まで（会議室については午前10時から午後5時まで及び午後1時から午後7時まで）の使用料については、それぞれ前項の1回使用料の額に2を乗じて得た額とし、午前10時から午後10時まで（会議室については午前から午後7時まで）の使用料については、同項の1回とした使用料の額に3を乗じて得たる。
- 3 前2項の区分による利用時間を超えて利用するときの使用料は、1時間までごとにこの掲げる使用料の額に0.25を乗じて得た額を加算する。

別表第2

複写手数料

区分		単位	金額
モノクローム	A 3, A 4, B 4 及び B 5	1枚につき	10円
カラー	A 3		80円
	A 4, B 4 及び B 5		50円

備考 複写に用いる用紙の規格は、日本工業規格による。

別表第3

撮影等手数料

区分			金額	
撮影	モノクローム	A	1点1回につき	220円
		B	1点1回につき	1,650円
	カラー	A	1点1回につき	440円
		B	1点1回につき	2,200円
模写・模造			1点1回につき	1,650円

備考 Aは学術研究を目的とする場合、Bは学術研究以外を目的とする場合とする。

別表第4

筑紫野市	春日市	大野城市	宗像市	太宰府市	古賀市	福津市
糸島市	那珂川市	宇美町	篠栗町	志免町	須恵町	新宮町
久山町	粕屋町					

(以下様式省略)

### 3. 図書館法（昭和25年4月30日法律第118号）

最終改正 令和元年6月7日法律第26号

#### 第1章 総則

（この法律の目的）

**第1条** この法律は、社会教育法（昭和24年法律第207号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に關して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もって国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

**第2条** この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

（図書館奉仕）

**第3条** 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。
- 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。
- 四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。
- 五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。
- 六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。
- 七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- 八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
- 九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

（司書及び司書補）

**第4条** 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

（司書及び司書補の資格）

**第5条** 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

- 一 大学を卒業した者（専門職大学の前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。）で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの
- 二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの
- 三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの
  - イ 司書補の職
  - ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの
  - ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

- 一 司書の資格を有する者
- 二 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

（司書及び司書補の講習）

**第6条** 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に關し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

(司書及び司書補の研修)

**第7条** 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(設置及び運営上望ましい基準)

**第7条の二** 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

**第7条の三** 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

**第7条の四** 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(協力の依頼)

**第8条** 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第1項の条例の定めるところによりその長が図書館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(第13条第1項において「特定地方公共団体」という。)である市町村にあつては、その長又は教育委員会)に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

(公の出版物の収集)

**第9条** 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

## 第2章 公立図書館

(設置)

**第10条** 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

**第11条及び第12条** 削除

(職員)

**第13条** 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会(特定地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた図書館(第15条において「特定図書館」という。)にあつては、当該特定地方公共団体の長)が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(図書館協議会)

**第14条** 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

**第15条** 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会(特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長)が任命する。

**第16条** 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(入館料等)

**第17条** 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

**第18条及び第19条** 削除

(図書館の補助)

**第20条** 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

**第21条及び第22条** 削除

**第23条** 国は、第20条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

- 一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。
- 二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- 三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

### 第3章 私立図書館

#### 第24条 削除

(都道府県の教育委員会との関係)

**第25条** 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

**第26条** 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

**第27条** 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

(入館料等)

**第28条** 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

(図書館同種施設)

**第29条** 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

2 第25条第2項の規定は、前項の施設について準用する。

#### 附 則

1 この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。但し、第17条の規定は、昭和26年4月1日から施行する。

(以下省略)

## 4. 学校図書館法 (昭和28年8月8日法律第185号)

最終改正 平成27年6月24日法律第46号

(この法律の目的)

**第1条** この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もって学校教育を充実することを目的とする。

(定義)

**第2条** この法律において「学校図書館」とは、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中等部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）

(以下「学校」という。)において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料(以下「図書館資料」という。)を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(設置義務)

**第3条** 学校には、学校図書館を設けなければならない。

(学校図書館の運営)

**第4条** 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によって、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。

四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。

五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連携し、及び協力すること。

2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

(司書教諭)

**第5条** 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かななければならない。

2 前項の司書教諭は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）をもって充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。

3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(学校司書)

**第6条** 学校には、前条第1項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員(次項において「学校司書」という。)を置くよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(設置者の任務)

**第7条** 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

(国の任務)

**第8条** 国は、第6条第2項に規定するもののほか、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、次の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。
- 二 学校図書館の設定及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

**附 則** (抄)

(施行期日)

1 この法律は、昭和29年4月1日から施行する。

(司書教諭の設置の特例)

2 学校には、平成15年3月31日までの間(政令で定める規模以下の学校にあっては、当分の間)、第5条第1項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

**附 則** (平成26年6月27日法律第93号)

(施行期日)

1 この法律は、平成27年4月1日から施行する。

(検討)

2 国は、学校司書(この法律による改正後の学校図書館法(以下この項において「新法」という。)第6条第1項に規定する学校司書をいう。以下この項において同じ。)の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、この法律の施行後速やかに、新法の施行の状況等を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 5. 著作権法(抜粋) (昭和45年5月6日法律第48号)

最終改正 令和4年5月25日法律第48号

(頒布権)

**第26条** 著作権者は、その映画の著作物をその複製物により頒布する権利を専有する。

2 著作権者は、映画の著作物において複製されているその著作物を当該映画の著作物の複製物により頒布する権利を専有する。

(図書館等における複製等)

**第31条** 国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの(以下この項及び第3項において「図書館等」という。)においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料(次項において「図書館資料」という。)を用いて著作物を複製することができる。

- 一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分(発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあっては、その全部)の複製物を1人につき1部提供する場合
- 二 図書館資料の保存のため必要がある場合
- 三 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料(以下この条において「絶版等資料」という。)の複製物を提供する場合

(営利を目的としない上演等)

**第38条** 公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金(いずれの名義をもってするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。)を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

- 4 公表された著作物（映画の著作物を除く。）は、営利を目的とせず、かつ、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあっては、当該映画の著作物の複製物を除く。）の貸与により公衆に提供することができる。
- 5 映画フィルムその他の視聴覚資料を公衆の利用に供することを目的とする視聴覚教育施設その他の施設（営利を目的として設置されているものを除く。）で政令で定めるもの及び聴覚障害者等の福祉に関する事業を行う者で前条の政令で定めるもの（同条第2号に係るものに限り、営利を目的として当該事業を行うものを除く。）は、公表された映画の著作物を、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物の貸与により頒布することができる。この場合において、当該頒布を行う者は、当該映画の著作物又は当該映画の著作物において複製されている著作物につき第26条に規定する権利を有する者（第28条の規定により第26条に規定する権利と同一の権利を有する者を含む。）に相当な額の補償金を支払わなければならない。

## 6. 著作権法施行令（抜粋）（昭和45年12月10日政令第335号）

最終改正 令和4年4月27日政令第185号

（図書館資料の複製が認められる図書館等）

**第1条の3** 法第31条第1項（法第86条第1項及び第102条第1項において準用する場合を含む。）の政令で定める図書館その他の施設は、次に掲げる施設で図書館法（昭和25年法律第118号）第4条第1項の司書又はこれに相当する職員として文部科学省令で定める職員（以下「司書等」という。）が置かれているものとする。

一 図書館法第2条第1項の図書館

（映画の著作物の複製物の貸与が認められる施設）

**第2条の3** 法第38条第5項の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

二 図書館法第2条第1項の図書館

## 7. 公文書館法（昭和62年12月15日法律第115号）

最終改正 平成11年12月22日法律第161号

（目的）

**第1条** この法律は、公文書等を歴史資料として保存し、利用に供することの重要性にかんがみ、公文書館に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

**第2条** この法律において「公文書等」とは、国又は地方公共団体が保管する公文書その他の記録（現用のものを除く。）をいう。

（責務）

**第3条** 国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する。

（公文書館）

**第4条** 公文書館は、歴史資料として重要な公文書等（国が保管していた歴史資料として重要な公文書その他の記録を含む。次項において同じ。）を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的とする施設とする。

2 公文書館には、館長、歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員その他必要な職員を置くものとする。

**第5条** 公文書館は、国立公文書館法（平成11年法律第79号）の定めるもののほか、国又は地方公共団体が設置する。

2 地方公共団体の設置する公文書館の当該設置に関する事項は、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。

（資金の融通等）

**第6条** 国は、地方公共団体に対し、公文書館の設置に必要な資金の融通又はあっせんに努めるものとする。

（技術上の指導）

**第7条** 内閣総理大臣は、地方公共団体に対し、その求めに応じて、公文書館の運営に関し、技術上の指導又は助言を行うことができる。

### 附 則

（施行期日）

1 この法律は、交付の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（専門職員についての特例）

2 当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には、第4条第2項の専門職員を置かないことができる。

3 総理府設置法（昭和24年法律第127号）の一部を次のように改正する。

第4条第7号の次に次の一号を加える。

7の2 公文書館法（昭和62年法律第115号）の施行に関すること。

**附 則**（平成11年12月22日法律第161号）（抄）

（施行期日）

**第1条** この法律は、平成13年1月6日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

## 8. 博物館法（抜粋）（昭和26年12月1日法律第285号）

最終改正 令和4年4月15日法律第24号

（この法律の目的）

**第1条** この法律は、社会教育法（昭和24年法律第207号）の精神に基き、博物館の設置及び運営に關して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もって国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

**第2条** この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法（昭和25年法律第118号）による図書館を除く。）のうち、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。第29条において同じ。）を除く。）が設置するもので次章の規定による登録を受けたものをいう。

2 この法律において、「公立博物館」とは、地方公共団体の設置する博物館をいい、「私立博物館」とは、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は前項の政令で定める法人の設置する博物館をいう。

3 この法律において「博物館資料」とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録を含む。）を含む。）をいう。

（博物館の事業）

**第3条** 博物館は、前条第1項に規定する目的を達するため、おおむね次に掲げる事業を行う。

一 実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること。

二 分館を設置し、又は博物館資料を当該博物館外で展示すること。

三 一般公衆に対して、博物館資料の利用に關し必要な説明、助言、指導等を行い、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること。

四 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。

五 博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うこと。

六 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。

七 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。

八 当該博物館の所在地又はその周辺にある文化財保護法（昭和25年法律第214号）の適用を受ける文化財について、解説書又は目録を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること。

九 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

十 他の博物館、博物館と同一の目的を有する国の施設等と緊密に連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、博物館資料の相互貸借等を行うこと。

十一 学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。

2 博物館は、その事業を行うに當っては、土地の事情を考慮し、国民の実生活の向上に資し、更に学校教育を援助し得るようにも留意しなければならない。

（入館料等）

**第23条** 公立博物館は、入館料その他の博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。但し、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。

## 9. 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月12日法律第154号）

（目的）

**第1条** この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

**第2条** 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

**第3条** 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

**第4条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

**第5条** 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

**第6条** 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

**第7条** 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

**第8条** 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

**第9条** 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

**第10条** 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

**第11条** 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 10. 文字・活字文化振興法 (平成17年7月29日法律第91号)

(目的)

**第1条** この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

**第2条** この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの(以下この条において「文章」という。)を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

**第3条** 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力(以下「言語力」という。)の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

**第4条** 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

**第5条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

**第6条** 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

**第7条** 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

**第8条** 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

**第9条** 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

**第10条** 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

**第11条** 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、10月27日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

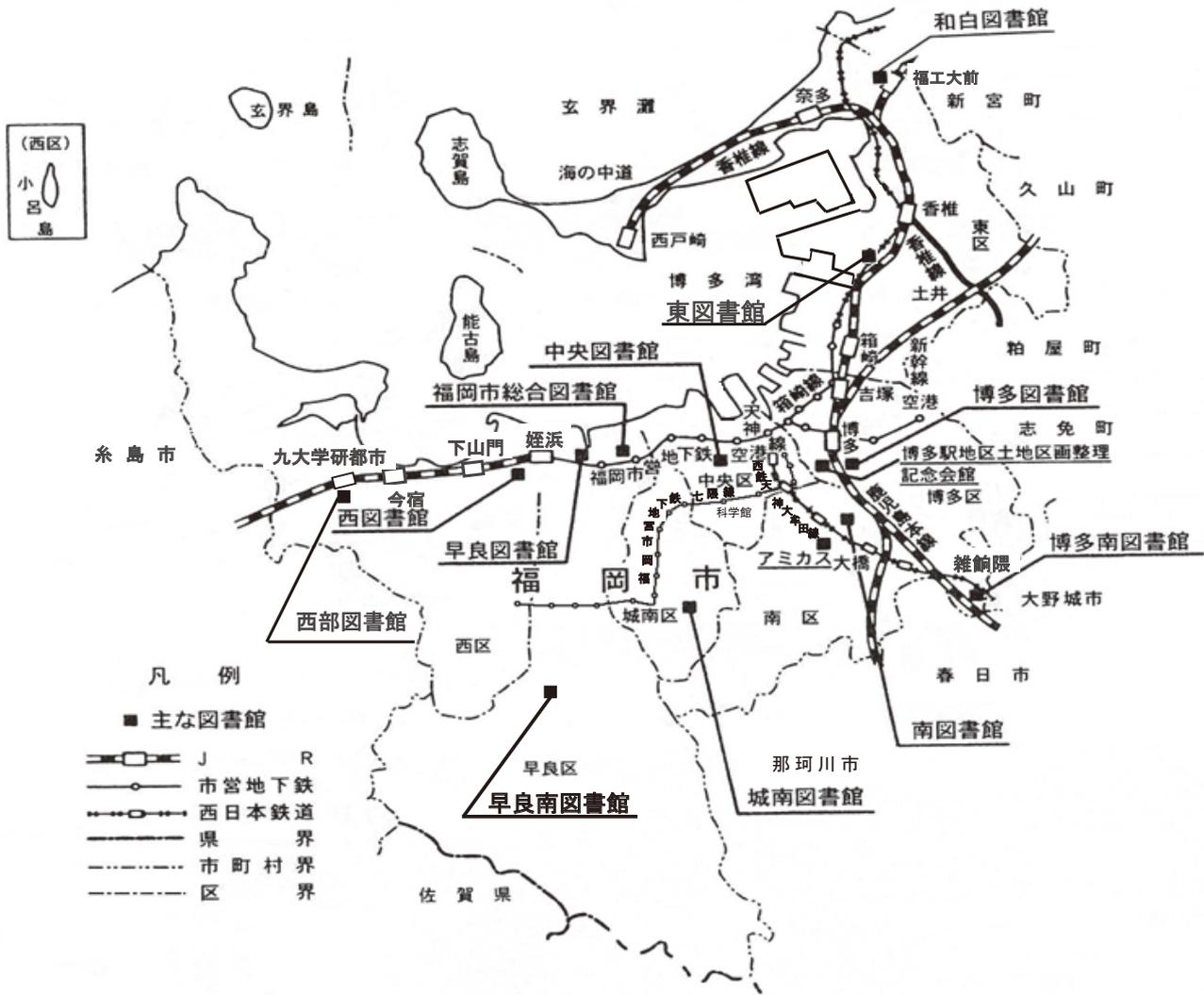
**第12条** 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## VI. 福岡市勢概要

### 1. 図書施設配置図



### 2. 面積、人口、世帯数

令和5年4月1日現在

区分	面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (人)	世帯数 (参考)
全市	343.47	1,633,502	862,548
東区	69.46	329,706	163,691
博多区	31.62	256,435	161,070
中央区	15.39	211,164	133,152
南区	30.98	268,176	132,888
城南区	15.99	133,081	68,728
早良区	95.87	222,940	104,291
西区	84.15	212,000	98,728

注(1) 面積は、国土地理院の令和5年1月1日現在「全国都道府県市区町村別面積調」による。

(2) 人口は、令和2年国勢調査結果(確定値)を基礎として、住民基本台帳の異動状況等から算出した人口

(3) 世帯数は、人口と同じ方法で算出した推計数

—福岡市統計調査課「福岡市推計人口」より—

◇ 位置図



◇ 交通アクセス

市営地下鉄空港線／西新駅又は藤崎駅下車徒歩15分

西鉄バス

- <博多駅から約30分> 福岡タワー南口（306、312番）下車徒歩3分
  - ・博多バスターミナル5、6番のりば
- <天神から約20分> 福岡タワー南口（302、W1、W2番）下車徒歩3分
  - ・天神高速バスターミナル前（1）1Aのりば
- <西新から約10分> 福岡タワー（10、15、54-1、94番）下車徒歩3分
  - ・西新パレス前
- <藤崎から約7分> 福岡タワー南口（1、1-5、306、312、W1番）下車徒歩3分
  - ・藤崎バスターミナル1番のりば

# 福岡市総合図書館新ビジョン

## 基本理念

市民がくつろぎ、本や人と楽しくふれあえる、  
新たな学び・情報・交流の拠点となる図書館

福岡市総合図書館では、図書館を取り巻く新たな環境変化に対応するため、これから目指すべき図書館像を基本理念として掲げ「福岡市総合図書館新ビジョン」を策定しました。

また、新ビジョンの中では、基本理念を実現するために、4つの新たな図書館像を定め、これからの図書館サービスを提供していきます。

## 4つの図書館像

誰もが楽しめる魅力ある図書館

さまざまな情報を求める市民に応える図書館

子どもと本をつないで豊かな心を育む図書館

総合図書館の特色を生かした図書館

「福岡市総合図書館新ビジョン」

- ・ 策定年月：平成26年6月
- ・ 計画期間：平成26年度～令和5年度（10年間）
- ・ 平成3年に策定した「福岡市新図書館基本計画」の後継となる基本計画
- ・ 重点的に取り組む具体的な施策・事業について5年ごとに事業計画及び成果指標を定め、計画的な推進を図っている。

# 福岡市総合図書館新ビジョン（概要版）

平成26年6月

## 基本理念

市民がくつろぎ、本や人と楽しくふれあえる、  
新たな学び・情報・交流の拠点となる図書館

総合図書館は、利用者の高度化・多様化するニーズに対応できる資料・情報を提供する生涯学習施設として、また、内部空間だけでなく外部空間も含めて、快適な空間を最大限に活用することにより、これまで図書館を利用したことのない人や観光客なども集う場を創出し、多くの市民がくつろぎ、楽しさを共有できる新たな情報・交流の拠点となる図書館を目指す

4つの図書館像	図書館像実現のための基本方針	新たな取り組み
<p><b>誰もが楽しめる魅力ある図書館</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>誰もが利用できる図書館サービス</li> <li>魅力ある図書館づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>潤いやすらぎの場として施設空間の有効活用</li> <li>来館困難者に対応したサービス拠点の検討</li> <li>働く世代などに対応した開館時間延長の検討</li> <li>誰もが利用できるよう、市の関連施設への団体貸出</li> </ul>
<p><b>さまざまな情報を求める市民に応える図書館</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料・情報の幅広い収集・保存</li> <li>レファレンスサービスの充実・強化</li> <li>ネットワーク機能の充実</li> <li>情報化の進展に対応したサービスの向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電子メールでのレファレンスサービスの実施</li> <li>市施設図書室との連携による行政支援</li> <li>タブレット等が利用できる無線LANの設置</li> <li>デジタル化資料の閲覧などへの対応</li> </ul>
<p><b>子どもと本をつないで豊かな心を育む図書館</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「福岡市子ども読書活動推進計画」の推進</li> <li>学校図書館との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校図書館支援センターの設置</li> <li>地域の読書普及を担う読書ボランティアの養成</li> </ul>
<p><b>総合図書館の特色を生かした図書館</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>映像資料の公開機能の充実</li> <li>公文書資料の有効活用</li> <li>福岡の歴史に関わる古文書資料・郷土資料の後世への伝承</li> <li>市民に認知される福岡市文学館の環境整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市施設でのアジア映画上映の検討</li> <li>アジア映画のポスター展や講演会の実施</li> </ul>



4つの図書館像の実現を支える効率的で効果的な図書館運営を目指す

- 1★ 図書館サービスを向上していくため、指定管理者制度などの民間活力の導入を含めた運営方法について検討
- ★ 駐車場の有料化や広告料収入など施設の有効活用や個人・団体からの支援の受け入れなどによる自主財源の確保
- ★ 職員の専門知識や技術の向上を目指す研修体制の確立
- ★ 効果的な手法により、積極的に情報を発信及び提供



**毎月23日は福岡市子どもと本の日です**

## 令和5年度 図書館要覧

令和5年9月発行

編集・発行 福岡市総合図書館

〒814-0001 福岡市早良区百道浜3丁目7番1号

TEL 092-852-0600 (代表)

FAX 092-852-0609

<http://toshokan.city.fukuoka.lg.jp/>

印刷 松古堂印刷株式会社

